

1996年 被害者支援及び社会復帰法 (Victims Support and Rehabilitation Act)

1996年 被害者補償法 (Victims Compensation Act)

再版履歴:

第1回再版

2000年7月25日

第2回再版

2004年11月30日

第3回再版

2008年10月14日

正式名称

暴力行為の被害者を支援し、社会復帰を実現し、併せて1987年制定被害者補償法を廃止するための法律

第1編(Part 1) 序文

第1条 法律名

本法の名称は、1996年「被害者支援及び社会復帰法 (Victims Support and Rehabilitation Act)」である。

第2条 開始

- (1) 本法は、(2)項に規定されている場合を除き、公布により指定された日又は期間に開始するものとする。
- (2) 一覽3の1、2、3の条項は、本法の裁可日に施行する。

第3条 法律の目的

本法の目的は次の通りである。

- (a) 承認を受けたカウンセリング計画を効果的なものとし、法定補償制度を実効性のあるものとするにより、暴力犯罪の被害者を支援し、その被害者が社会復帰できるようにすること。
- (b) 法定補償制度により補償金の支給が受けられるようにし、その補償の理由となった犯罪で有罪と認定された者から、その補償金を回復できるようにすること、
- (c) 法定補償金制度の基金を充たすため、収監刑を科すことができる犯罪で有罪とされた者に徴収金を課すこと、
- (d) 裁判所が有罪を認定した者に、その犯罪の被害者に賠償を支払うように命ずることができる、代替的な制度を実効化すること。

第4条 辞書と注釈

- (1) 本法(又は本法の特定の条項)で用いる表現で、本法の末尾に示す辞書で定義されているものは、その辞書で示されている意味において用いるものとする。
- (2) 本法の条文に付された註は本法の一部を成すものではない。

第5条 暴力行為

- (1) 本法において「暴力行為」とは、1名で行われたか複数名で行われたかを問わず、以下の関連する一連の行為をいう。
 - (a) 犯罪の遂行の過程で生じたことが明らかな行為
 - (b) 1名以上の者に対する暴力に関係する行為、及び、
 - (c) これらの者(被害者)の1名以上の死亡の結果をもたらした行為

(1A) 誤解を避けるために次の点を示す。第(1)(a)項の犯罪は、その犯行者の年齢、精神的病又は精神的障害を理由にその行為について刑事責任がないと判示されるか又はそう判示されるかもしれないという事実がなければ、犯罪を構成する者の行為にも、及びものとする。
- (2) 第5条の目的により、暴力行為は、性的虐待、家庭内暴力(辞書の定義にしたがう)も含むものとする。
- (3) 次の場合、1個の行為は別の行為と関連するものとする。
 - (a) 両方の行為が同一の者(被害者)に対して行われた場合、及び、
 - (b) 審判機関(Tribunal)又は補償査定官の意見によれば、両方の行為がほぼ同時に行われたか又は何らかの理由により両方の行為に関連性があるとき。ただし、法定補償が既に支給された行為と、支給後になされた行為とは関連がないものとする。
- (4) 本法の目的上、1名又は1名以上の者により犯されたか否かに関わりなく、一連の関連する行為は、1個

の暴力行為を構成するものとする。

第2編(Part 2) 承認済カウンセリング計画及び法定補償計画

Division 1 法定補償の受給資格のある被害者

第6条 法定補償の受給資格者

次の者は法定補償の受給資格を有する。

- (a) 暴力行為の第一次被害者
- (b) 暴力行為の第二次被害者
- (c) 暴力行為の家族被害者

第7条 第一次被害者の定義

- (1) 暴力行為の「第一次被害者」とは、その暴力行為の直接的な結果として、補償対象となる傷害を負うか又は死亡した者を指す。
- (2) 暴力行為の第一次被害者には、以下の行為の直接的結果として、補償対象となる傷害を負うか又は死亡した者も含まれる。
 - (a) 他の人の犯行を阻止しようとした行為、
 - (b) 現に暴力行為を受けているか若しくは暴力行為が終わったばかりの被害者を助けようとした行為、又は
 - (c) 現に犯行を行っているか若しくは犯行を終えたばかりの他者を逮捕しようとした行為。

第8条 第二次被害者の定義

- (1) 暴力行為の「第二次被害者」とは、第一次被害者が補償対象となる傷害を負うか又は死亡した暴力行為の現場を目撃した直接的な結果として、補償対象となる傷害を負った者、をいう。
- (2) 暴力行為の第二次被害者には、暴力行為の第一次被害者が補償対象となる傷害を負うか若しくは死亡した原因たるその暴力行為に、後に気づき、その直接的結果として、補償対象となる傷害を負った者も含まれる。ただし、次の場合に限る。
 - (a) その者が、その暴力行為の第一次被害者の親又は保護者であるとき、
 - (b) その行為が発生時に、第一次被害者が18歳以下であるとき、及び
 - (c) その者（第二次被害者）がその暴力行為を犯した者でないとき。本法の目的上、これに該当する者はその暴力行為を目撃した者とみなされる。
- (3) 本条の目的上、第一次被害者には、第7条(2)が適用されるという理由があり、それだけで第一次被害者と見なされる者は含まれない。

第9条 家族被害者の定義

- (1) 暴力行為の「家族被害者」とは、犯行発生時に、その行為の直接的結果として死亡した第一次被害者の直近の家族immediate familyのことをいう。
- (2) その者が、暴力行為に関連して、補償対象となる傷害を負ったか又は死亡したかのいずれであるかは、重要性がない。
- (3) 第一次被害者の「直近の家族構成員」とは、次の者をいう。
 - (a) 第一次被害者の配偶者
 - (b) 第一次被害者と2年以上共同生活した、第一次被害者の事実上の配偶者若しくは同性のパートナー
 - (c) 第一次被害者の親、保護者、若しくは継父母
 - (d) 第一次被害者の子又は継子、若しくは被害者が保護者であったその他の子、又は
 - (e) 第一次被害者の兄弟、姉妹、異母兄弟、異母姉妹、継兄弟、若しくは継姉妹

Division 2 補償対象となる傷害に関する付則 Schedule of compensable injuries

第10条 Prescription of schedule of compensable injuries

補償対象となる傷害の付則に関する定め

- (1) 補償対象となる傷害に関する付則は、付則1に示されている。
- (2) この付則において、本法の趣旨で「補償対象となる傷害」に当たる傷害を明示する。
- (3) この付則において、補償対象となる傷害の標準補償額として、特定額又は一定範囲の額を明示する。

第11条 暴力行為による傷害に対し、補償が可能な場合

- (1) 本条は、補償対象となる傷害に関する付則において、補償対象となる傷害として、特定の暴力行為の直接的結果として受傷したすべての傷害を明示し、かかるすべての傷害に対する補償について、単一の基準額

又は一定範囲の額を明示しているときに、適用があるものとする。

(2) 法定補償申請者は、単一基準額か、一定範囲額の補償を請求するか又は申請者が受傷した各傷害の基準額の総額の補償を請求するか、のいずれかを選択することができる（ただし、補償対象となる傷害に関する付則に定める減額率又はその他の規定に従うものとする）。

(3) 選択がない場合、その申請について決定を行う者がこの選択を行うものとする。

付則1で、性的暴行として示された傷害について参照。

第12条 規則the regulationに基づき、補償対象となる傷害に関する付則を差し替えるか又は改定して、付則1を修正することができる。

第13条 付則の関連規定

(1) 補償の受給資格のある被害者が、補償対象となる傷害を1個以上受傷している場合、この傷害の一部について、補償対象となる傷害に関する付則に従い、補償の支給から除外するか又は補償の支払い可能額の支払率を減額することができる。付則1のパラグラフ第3参照。

(2) 補償可能な傷害に関する付則において、その付則において明示されていない補償可能な傷害を定め、かかる傷害に関して支給可能な補償基準額を定めることができる。付則1、パラグラフ第8項参照。

(3) この付則において、この付則の適用に関する規定を定めることができる。（これには、例えば、この付則に関する解釈規定、傷害が補償可能な傷害か否かの証明に関する規定及び付則1の改正に伴う経過規定が含まれる）。

Division 3 - 支給することができる法定補償

第14条 第一次的被害者に支給可能な、定められた費用(prescribed expense)以外の補償

(1) 暴力行為の第一次被害者が受給可能な法定補償は次のとおりである。

(a) 暴力行為の直接的な結果として被害者が受傷した、補償可能な傷害に対する補償、及び

(b) 補償可能な傷害の直接的結果として被害者が被った金銭的損失の補償

(2) 死亡した第一次被害者は法定補償の資格を失うが、その場合、家族被害者が本法により、法定補償の資格を得ることになる。第一次被害者又はその代理によりなされた、係属中の申請は、第一次被害者の死亡により、存続しないものとする。

(3) 本条は、定められた費用に対する法定補償には適用されない。金銭的損失に関して、定められた費用に対する法定補償がなされた限りにおいて、本条による法定補償は、金銭的損失に関して支給することができない。

第14A条 定められた費用に関する、第一次被害者に支給可能な補償

(1) 第一次被害者が受給資格を有する法定補償には、定められた費用に対する法定補償が含まれる。

(2) 定められた費用に対する法定補償とは、規則regulationによって定められた種類の実費で、暴力行為の第一次的被害者が、暴力行為の直接的結果として、実際にした出費に対する補償をいう。

(3) 本条による法定補償は、定められた費用に対する法定補償としてこの第一次的被害者に支払い可能な総額が、下記の額を超えない場合は、支払うことはできない。

(a) \$200 ドル ただし、(b)項に従う。

又は

(b) 本規定により定められたその他の額

(4) 規則regulationにより、特定の実費に関して本条により支払うことができる上限額を定めることができる。

(5) 暴力行為に関連して、第一次被害者に、定められた費用に対する法定補償として支払うことができる総額は、次の額を上限とする。

(a) \$1,500。ただし(b)項に従う。

又は、

(b) 規則regulationにより明記されているその他の額

(6) 本条の適用により既に法定補償を受給した第一次被害者は、同じ暴力行為に関し、定められた費用に対する法定補償を受けることはできない。

(7) 第一次被害者が、保険、契約又は他の法令若しくは法律に基づき、損失に対する給付を既に受給したか又は受給資格がある場合、第一次被害者は、定められた費用に対する法定補償を受けることができない。

(8) 第一次被害者は、死亡により、定められた費用に対する法定補償を受ける資格を失う。第一次被害者又はその代理人によりなされた係属中の申請は、第一次被害者の死亡により、その存続を止める。第一次被害者が暴力行為の直接的結果として死亡した場合、その家族被害者が、本編 (Part 1) Division 1に基づく法定補償を受ける資格を得ることができる。

(9) 本法の目的上、暴力行為に対処するために、安全上の措置を講じ、そのために、暴力行為の第一次被害者が負担した費用は、暴力行為の直接的な結果として第一次被害者がした負担した費用とみなされる。

第15条 第二次被害者に支給可能な補償

暴力行為の第二次被害者が受給資格を有する法定補償には次のものがある。

- (a) 暴力行為の目撃による直接的結果として、被害者が受けた、補償可能な傷害に対する補償、及び
- (b) 補償可能な傷害の直接的結果として被害者が負った金銭的損失に対する補償

第16条 家族被害者に支給可能な補償

- (1) 本法により、暴力行為の家族被害者全員に申請資格がある法定補償額の総額は\$50,000（5万ドル）である。
- (2) 暴力行為の家族被害者が2名以上いる場合
 - (a) 被害者間で\$50,000を等分した額について補償を受ける資格がある家族被害者。ただし、(b)に従う。
 - 及び、
 - (b) 暴力行為発生時に扶養家族がいる場合、そのときに扶養家族でなかった被害者は、補償を受ける資格がない。
- (3) 家族被害者のうち以下の場合に該当する者は、「扶養家族の一員」とする。
 - (a) 関連する時期に、第一次被害者による扶養を受けていた者
 - (b) 被害者の死亡後に出生した第一次被害者の子で、もし被害者が生きている間に出生したとすれば、(a)に従い、被害者の扶養家族の一員となっていた子

第17条 補償可能な傷害に対する補償

- (1) 補償可能な傷害に対する補償は、補償可能な傷害に関する付則に従って支給することができる。
- (2) 本法により補償額の減額が求められるか又は承認される場合を除き、支給可能な補償額は、付則に従って計算した標準額とする。

第18条 金銭的損失に対する補償

- (1) 金銭的損失に対する補償とは、以下の補償のことをいう。
 - (a) 実費
 - (b) 賃金の実損失
 - (c) 所持品の損失（第一次被害者に限る）
- (2) 自己の所持品の損失に対する補償とは、第一次被害者が自己の所持品に関して生じた損失の補償をいう。暴力行為発生時に第一次被害者が着用していたか又は携行していた自己の所持品について、その暴力行為の直接的な結果として紛失又は損傷したことを理由に、その損失又は損傷の補償を受ける場合をいい、1個の暴力行為に関して支給可能な額の上限は、\$1,000（1,000ドル）とする。
- (3) 賃金の実損害に対する補償については、本法の意味の範囲内で就労不能となった最初の26週間の後に、「就労者補償法（Workers Compensation Act, 1987年）」にもとづいて、1週間当たりの支払い率により支給可能額を算定するものとする。
- (3A) カウンセリング・サービス費用に対する補償額を、規則the ruleにより定めることができる（例えば、カウンセリング・サービスについて支払われる1時間当たりの上限額及び支払い可能な上限額を定める等）。カウンセリング・サービスに対する補償額は、この規則ruleに定める規定に従って計算するものとする。
- (4) 1件の暴力行為に関連して、金銭的損失に対する補償として受給できる補償額の上限額は、\$10,000である。
- (5) 金銭的損失に対する補償は、保険、契約又は他の法令若しくは法律により損失に対する支払いを受けたか又は受ける権利がある場合は、支給しないものとする。
- (6) 本条は、定められた費用（prescribed expense）に対する法定補償には適用されない。

第19条 補償の上限額

- (1) 1個の暴力行為に関して1名に対し支給可能な法定補償の上限額は、\$50,000である。
- (2) 次の被害者全員が全体で補償を受けることができる法定補償額の上限は\$50,000である。
 - (a) 暴力行為の第一次被害者
 - (b) 第一次被害者を通して申請する第二次被害者全員
 - (c) 第一次被害者を通して申請する家族被害者全員
- (3) 本条の定める支給可能な額の上限額のため、法定補償を受ける権利がある者の受領額の減額が求められる場合には、
 - (a) 第一次被害者又は家族被害者に対する支給可能な額を減額するよりもむしろ、第二次被害者に対する支給可能額を減額するものとする。
 - (b) 家族被害者に対する支給可能額である\$50,000は、第一次被害者の死亡以前に第一次被害者に（又は第一次被害者を通して申請した第二次被害者に）支給された額の限度で減額するものとする。
- (4) 2名以上の第二次被害者に支給される、本条による減額規定がなければ支給可能な法定補償額が、本条により減額される場合、支給に用いることができる減額されたその額は、それらの被害者間で、減額しない場合に各被害者に支払われる場合の総額に対する各被害者への支給額の比率に応じて配分するものとする。

(5) 本条は、本法の他の規定にかかわらず、適用されるものとする（第20条を除く）。

第19A条 一定の給付からの控除

- (1) \$20,001未満又は規則regulationにより定められたその他の金額未満の法定補償額を受給した者に支給される各法定補償額から、\$750（又は規定regulationにより定められたその他の金額）を差し引くものとする。
- (2) 本条による控除は、被害者への支払い時に、第一次被害者に給付された法定補償と第一次被害者を通して給付申請をした第二次被害者に給付された法定補償の総額が、\$20,001（20,001オーストラリアドル）未満の場合のみ、行うものとする。
- (3) 本条は、家族被害者に支給可能な法定補償又は定められた費用に対する法定補償には適用されないものとする。
- (4) 本条による控除は、第20条で定める、1名の者に対し支給可能な法定補償の有無を決定する目的との関連では、考慮に入れないものとする。

第20条 補償の条件

- (1) 法定補償は、補償可能な傷害に対する補償として、1人の者に支給可能な補償総額が、少なくとも、以下の額を超えない場合には、その者への法定補償の支給は行わないものとする。
 - (a) \$7,500ドル。ただし、(b)項に従う。
 - (b) 規則regulationにより定められた他の金額
- (2) （廃止）
- (3) 本条は、家族被害者に支給される法定補償又は定められた費用に対する法定補償には適用されない。
- (3A) 本条の目的上、
 - (a) 補償可能な傷害に対する補償として1名の者に支給可能な補償総額は、第19条、第30条、第31条又は補償可能な傷害に関する付則による減額後に算出される総額である。
 - (b) 補償総額を決定するに際し、本法により、これ以外の減額を考慮に入れないものとする。
- (4) 本条は、本法の他の規定にかかわらず、適用されるものとする。

Division 3A - 承認済カウンセリング計画- Approved counselling scheme

第21条 承認済カウンセリング・サービスに対する特別給付

- (1) 第21条において、「承認を得たカウンセリング・サービス」とは、本条により長官の承認を得たカウンセラーのリストから被害者が選択した専門カウンセラーにより提供されるサービスをいう。「関連ある家族の一員」とは、暴力行為の結果として死亡した第一次被害者の親族だが、本法の意味の範囲内で家族被害者には該当しない者をいう。「被害者」とは次の者をいう。
 - (a) 家族被害者
 - (b) 第一次被害者若しくは第二次被害者
 - (c) 暴力行為の被害者だが、補償可能な傷害を負わなかったというだけで、本法の意味で、第一次被害者又は第二次被害者に該当しない者
 - (d) 関連ある家族の一員、
ただし暴力行為の被害者は含まれない
 - (e) 第24条(2)で述べられている状況でその暴力行為の被害が発生したとき。ただし、その者が、その行為の家族被害者であるとともに、その行為が謀殺又は故殺の犯行中に行われたことが明らかである場合を除く
又は
 - (f) 第24条の(3)又は(4)で定める状況下で発生したとき
- (2) 被害者は、暴力行為の結果、被害を受けた被害者のための、承認済カウンセリング・サービスを受けるための給付を申請することができる。この申請は、長官にするものとする。
- (3) （家族被害者又は関連する家族の一員以外の）被害者について、承認済カウンセリング・サービスを受けるための給付を、次の場合にすることができる。
 - (a) 最初の2時間のカウンセリング（継続したカウンセリングを受ける目的のためのカウンセリングを含む）のための給付
 - (b) （20時間を超えない限度で）補償査定官が適切と判断した、その後のカウンセリング期間のための給付
- (3A) 補償査定官が、その者が被害者か否かを証明するためにカウンセリングが役立つと判断した場合、規則に従って、最初の2時間の承認済みカウンセリング・サービスに関する支払い目的との関係では、その者を被害者とみなすことができる。
- (4) 家族被害者又は関連する家族の一員である被害者に提供される承認済カウンセリング・サービスのため

の給付は、次の期間についてなされる。

- (a) 上限、20時間までのカウンセリング、及び
 - (b) 家族被害者又は関連する家族の一員からの要請があった場合、それ以降さらに行われるカウンセリング
- (5) 次に定める事由がある場合でも、承認済カウンセリング・サービスのために給付を行なうことができる。
- (a) 関連する暴力行為について被害者が労働者補償を受ける資格を持つか又は第4編 (Part 4) にもとづいて裁判所が補償の支払いを命じた場合、又は
 - (b) 関連する暴力行為に関して、法定補償の上限額が支給可能額である場合。
- (6) 承認済カウンセリング・サービスのための給付は、補償査定官の承認が得られた場合にのみ支給される。20時間の期間を超えるカウンセリングの費用については、長官の承認を得た場合にのみ支給される。
- (7) 承認済カウンセリング・サービスのための支払いは、補償基金から、サービス提供者に、直接なされる。ただし、第(3)(a)項で定められた最初の期間に発生する費用については、カウンセリング開始前の費用の承認を得ることが、被害者にとって合理的な実際的方法でない場合には、基金からの被害者に償還して支払うことができる。
- (8) 本条にもとづいて補償査定官又は長官が下した決定は、審判機関 (Tribunal) への審査申し立ての対象とはならない。しかし、本条にもとづく補償査定官の決定について、長官が審査し、(6)にもとづく長官の決定を、審判機関 (Tribunal) の一員が審査することができる。
- (9) 承認済カウンセリング・サービスのための支払いに関する規定を規則ruleで定めることができる。これには例えば、法定補償に関する本法の規定の(修正を伴う又は修正を伴わない)適用についての規則がある。

21A Ap

第21A条 カウンセリング・サービスの承認

- (1) 長官は、第21条の目的のために、承認カウンセリング・サービスを提供する専門のコウンセラーを承認することができる。
- (2) 長官は次の行為を行うことができる。
 - (a) 承認の停止又は承認の取消
 - (b) 承認に条件を付すこと、及び
 - (c) 承認の条件を変更若しくは取消し又は承認に際し追加的な条件を付すこと。

Division 4 法定補償対象外の者

第22条 第二次被害者又は家族被害者

- (1) 第14条による法定補償を受給するために、第一次被害者を通して法定補償申請した第二次被害者又は家族被害者は、第一次被害者が法定補償を受ける資格がないか又は第一次被害者が死亡していなかったとすれば法定補償を受ける資格がなかった場合には、法定補償を受ける資格がない。
- (2) 第二次被害者は、関連する暴力行為が起きてから1年が経過するまでは、法定補償を受ける資格がない。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (a) 第二次被害者の法定補償申請の請求意思を示した通知が(規則ruleにしたがって)次の者に送達されている場合。
 - (i) 第二次被害者の申請理由となっている第一次被害者(に送達されている場合)
 - (ii) 第一次被害者が死亡している場合には、その第一次被害者の直近の家族のうち少なくとも1人(に送達されている場合)
 - (b) この通知の送達後、第一次的被害により若しくは第一次的被害者のために(代理人を通して)又は関連家族により若しくは関連家族のために申請がなされていないとき。
- (3) 前項(2)の定めにかかわらず、第一次被害者若しくはその代理人又は関連家族被害者による法定補償の申請が最終的に認められなかった場合には、かかる第二次被害者はその1年間の期間内に、法定補償の申請をすることができる。
- (4) (廃止)

第23条 同一の暴力行為に関する補償を受ける資格

- (1) 同一の暴力事件に関連して、1つを超えて法定補償を受ける資格はない。(次の(1A)項で示す場合を除く)。
 - (1A) 第23条は、同一の暴力行為に関連する定められた費用に対する法定補償の支給に加え、第14条の適用による法定補償の支給を妨げない。ただし第14条(3)は、金銭的損失に対する補償に関し、定められた費用に対する法定補償がなされている限度で、これを認めないと定めている。さらに、14A(6)条により、同一の暴力行為に関して、定められた費用について第14条による法定補償を受けている場合には、その者の、定められた費用に対する法定補償の支給は行わない。
- (2) 法定補償の申請1件につき、支払われる補償は1個であり、それ以上の補償はない。

- (3) 同一の暴力行為に関して、法定補償を受けられるのは、第一次被害者、第二次被害者又は家族被害者のうち、いずれか1つの資格においてのみである。

第24条 補償を受け取る資格のないその他の者

- (1) 裁判所による賠償命令の請求人。第4編 (Part 4) の条項に従い、暴力行為に関して、裁判所の賠償命令による支払いを受けた者若しくはその資格がある者又は賠償請求が係属中である者は、その暴力行為について法定補償を受けることができない
- (2) 自動車事故の場合。暴力行為が、「自動車事故補償法 (Motor Accidents Compensation Act, 1999年)」の意味における自動車事故の形態のものであるとき又は傷害が同法の意味での自動車事故の結果であるときには、その自動車事故による暴力行為については、法定補償の対象外となる。
- (3) 犯人の場合。犯人が、犯罪を構成する行為中に暴力行為を行った場合には、その者は、暴力行為に関する法定補償を受けることはできない
- (4) 有罪判決の言い渡しを受けた収監者の場合。第(5)項に定める場合を除き、「1999年犯罪 (量刑の運用) 法 (Crimes (Administration of Sentences) Act 1999)」の意味において有罪判決を受けた者の収監中に暴力行為が発生した場合には、その者は、その暴力行為に関して法定補償を受けることはできない (ただし罰金の不払いのみが理由で収監された者を除く)。
- (5) 有罪判決の言い渡しを受けた収監者の無資格の例外。有罪判決の言い渡しを受けた収監者は、特別事情がある場合には、法定補償を受けることができる。次の場合でなければ、法定補償は支給されてはならない。
- (a) 補償の給付が審判機関 (Tribunal) により行われた場合、及び
 - (b) 有罪判決を受けた収監者には法定補償を受ける資格がないとする一般原則に対する例外が、その事件の特別事情に照らすと正当とされることにつき、この審判機関 (Tribunal) が満足の行く心証を得た場合。

審判機関 (Tribunal) は、以上の前提を制限せずに、審判の対象たる暴力行為の結果として、有罪判決を言い渡された収監者が、重大かつ永久的な傷害を負ったと認定した場合には、特別事情があると判断することができる。

Division 5 法定補償の申請 – Applications for statutory compensation

第25条 申請の提出

- (1) 法定補償の申請は次の者が行うことができる。
- (a) 暴力行為の第一次被害者、第二次被害者又は家族被害者、又は
 - (b) 被害者の福祉に真摯な関心を寄せ、被害者のために申請をするその他の者
- (2) 申請は、
- (a) 規則 rules の定める書式に従ってなされなければならない。
 - (b) この書式によって要求される証拠書面 (診断書など) を添付しなければならない。
 - (c) この申請は、長官に提出しなければならない。
- (3) 申請は、地方裁判所の事件管理官 (registrar) に提出することもできる。この場合、事件管理官は申請を受理後、可及的速やかに申請書を長官に送付するものとする。

第26条 申請の提出期間

- (1) 法定補償の申請は、関連する暴力行為が発生してから2年以内に又は家族被害者の場合には、第一次被害者の死亡から2年以内に、正式に提出されなければならない。
- (2) 期間経過後に提出された申請は、長官の許可により受理することができる。
- (3) 期間経過後に提出された申請に対する長官の許可には、次の方針が適用される。
- (a) 申請者が十分な理由を証明しない限り、許可を与えるべきではないこと。
 - (b) ただし、性的暴行、家庭内暴力、児童虐待については、長官が許可する十分な理由がないとの満足の行く心証を得た場合を除き、許可が与えられるべきである。
 - (c) 申請者が申請の提出期間について知らなかったという理由があるのにとどまる場合には、許可は与えられるべきではない。
 - (d) 暴力行為が合理的な期間内に警察に報告されたか否かを判断するために、第30条(2)により考慮に入れるべき事項は、提出期限経過後の申請に許可を与える十分な理由の有無の判断の際にも、考慮に入れるべきである。

第27条 補償査定官による申請の審査

- (1) 補償査定官は、正式に提出された法定補償申請について各申請を審査するものとする。
- (2) 補償査定官は、この申請について、申請に係る事項について審問は行わずに処理するものとする。

第28条 医療診断

- (1) 補償査定官は、法定補償の申請者に次の者の診断を受けるよう求めることができる (不合理な診断、不

必要に反復的な診断又は危険な診断についてはこの限りではない。)

- (a) 査定官が指定する、正式資格のある医師又は正式資格のある心理療法師、又は
 - (b) 正式資格のある医師又は正式資格のある心理療法師で、あるクラスに属する、査定官が指定する医師又は心理療法師
- (2) この診断にかかる費用は、補償基金から支払われるものとする。

第29条 申請に対する決定

- (1) 法定補償の申請の審査後、補償査定官は申請について次のいずれかの決定を下さなければならない。
- (a) 法定補償の支給決定、又は
 - (b) 申請の棄却(却下)決定
- (1AA) 申請が、第14条が適用される法定補償に対する申請であり、補償査定官が、(専ら第20条の定める条件を充たさないという理由から)その申請者にはその種類の法定補償の受給資格はないが、定められた費用に対する法定補償の受給資格があると認めた場合、補償査定官は、申請者の同意を得て、その申請を、定められた費用に対する法定補償の申請として扱うことができる。
- (1A) 申請を判断する補償査定官が、法定補償を申請する可能性のある家族が他にいないとの満足の行く心証を得た場合には、家族被害者への法定補償を支給することができる。
- (1B) 第(1A)項の目的との関連で、補償査定官は、次の場合には、申請する蓋然性のある家族被害者は他に存在しない、とみなすことができる。
- (a) 審査官の判断に係属中の申請が提出されてから3か月が経過している場合、及び
 - (b) 申請をした家族被害者が他にいないか又は申請をする意図であることを長官に通知した被害者の被害者が他にいない場合。
- (2) 法定補償査察官(審査官)が、法定補償の申請者が、次の場合に該当する蓋然性が、そうでない蓋然性よりも高い、との満足の行く心証を得た場合でなければ、法定補償を支給してはならない。
- (a) 暴力行為の第一次被害者、第二次被害者又は家族被害者、及び
 - (b) 法定補償金による支給額の受給資格があること。
- (3) 補償査定官は、その申請について決定を下すにあたり、第65条により審判機関(Tribunal)により発せられたガイドラインを考慮に入れなければならない。
- (4) 申請の判断結果は、申請者に書面で通知するものとする。
- (5) 補償金が支給される場合、通知には次の内容を含めなければならない。
- (a) 補償対象となる傷害について補償により支給可能な額の(があればその)総額の記載及び金銭的損失の補償(又は定められた費用に対する補償)のために支給可能な額(その額があれば)の記載及びその支給額の理由の説明書を併せた通知、及び
 - (b) 費用として支払可能な額(その額があればその額)の記載の通知
- (6) 申請が棄却(却下)された場合、棄却(却下)理由の説明書を併せて通知しなければならない。

第30条 補償を支給しない理由又は支払可能な補償額の減額の理由

- (1) 補償査定官は、法定補償の支給の有無及び給付補償額の決定に当たり、次の点を考慮しなければならない。
- (a) 被害者が負った傷害又は被害者の死亡に直接的又は間接的に寄与した、審査対象たる第一被害者又は第二次被害者の行動(過去の犯歴を含む)、状態、態度又は傾向
 - (b) 合理的な時間内の、暴力行為の警察への通報の有無
 - (b1) 関連する医療専門家、医師、又は関連機関への暴力行為の通報の有無
 - (c) 犯された暴力行為への被害者の関与の有無、暴力行為を助長する行為の有無又はその他の、暴力行為を行った者への助力の提供の有無、
 - (d) その暴力行為をした者又はそのような行為をしたとされる者に対する捜査、逮捕、又は訴追に、正当に従事している人又は機関に対する、合理的な助力の提供の有無、
 - (d1) 暴力行為発生後の、被害者による、受傷した傷害の程度を緩和する合理的な措置を講じたか否か。例えば、その暴力行為後、実際的にみて、できる限り速やかに、医師の助言を求めたか、医師の治療を受けか又はカウンセリングを受けるなどの措置を被害者が講じたか否か。
 - (e) 補償査定官が、関連性があると思料するその他の事項
- (2) 補償査定官は、被害者が被害者に関する事項を合理的時間内に警察に通報したか否かを判断するに際し、審査官が関連性があると思料する、次の点を考慮に入れることができる。
- (a) 暴力行為が発生したとされる時点での被害者の年齢
 - (b) 被害者が抱えている知的障害又は精神医学的障害
 - (c) 被害者と暴力行為を行ったとされる者との関係
 - (d) その者による報復を受けることに対する被害者の恐怖
 - (e) 被害者が負ったとされる傷害の性質
 - (f) 暴力行為に関連する告訴を取り下げるか否か又はこの暴力行為についてこれ以上行動をとらないことに同意するか否かについて、警察官が行った説明又は警察官に代わって行われた説明
- (2A) 性的虐待又は家庭内暴力に係る暴力行為の事件で、(1)(d1)の定める事項について判断するに際し、

補償査定官は、被害者と暴力行為が行ったとされる者との関係を考慮しなければならない。

(3) 給付する法定補償の額を決定するに際し、補償査定官は、次の事項を考慮しなければならない。

(a) 次の方法により、補償を受ける予定の者に既に支払われた額又はその者が支払いを受ける権利がある額。

(i) 民事訴訟による損害賠償

(ii) (労働者補償を含む)その他の法令又は法律

又は

(iii) 保険若しくはその他の契約

(b) その者が既に受領したその他の額又は受領する蓋然性がある(と補償査定官が思料する)額

(4) 法定補償の申請が関連する暴力行為について、申請者は労働者補償(又は労働者補償の性質を持つ支払い)を受けることができると、補償査定官が満足の行く心証を得た場合、補償査定官は、労働者補償の資格の有無について決定があるまで、補償申請についての判断を延期するものとする。

(4A) 申請者による法定補償に関する、もう一つ別の申請が係属しており、その申請に関し第46条による「関連犯罪」でその申請者が有罪判決を言い渡された場合には、補償査定官は、その別の申請についての判断がなされるまでの間、その者による法定補償の申請に関する判断を延期することができる。

(5) 本条(第(3)項を除く)は、家族被害者による法定補償申請及び第一次的被害者を介して申し立てが行われている場合の、その第一次被害者に適用される。したがって、第16条に定めるところに反する場合があっても、それにかかわらず、家族被害者に支払うことのできる\$50,000の額を、減額し又は全く支給しないことができる。

第31条 決定された返還額と支給される補償額とを相殺できること

(1) 法定補償が支給された者に対する、Division 8による、なされたか、なされることになる返還を求める決定を効果的なものとする目的で、補償査定官は、既に決定した返還額又は返還を求める決定として提示された額まで、法定補償の支給提示額を減額することができる。

(2) 本条に従ってなされる法定補償支給額の減額に関しては、この減額の限度で、返還に関する決定額又は返還に関する決定額の予定額について、その者による支払いがなされたものとする。

第32条 補償の支給対象者

(1) 法定補償は、以下の者に支給することができる。

(a) 法定補償の申請に関連する者、又は

(b) その他の者。その者の利益のために支給がなされること。

(2) 補償査定官は、法定補償の受給者の決定するに際し、暴力行為を行ったとされる者が、その補償金又はその一部を受領して利益を受ける可能性を考慮しなければならない。

(3) 「2005年民事訴訟法(Civil Procedure Act 2005)」第77条、第78条、第79条は、同法第77条(1)に定める方法で回収した金額に適用されるのと同様の方法で、法定補償の支給に関する手続で回収された金額にも適用される。

第33条 補償の暫定給付

(1) 法定補償の申請に関する決定が係属中であるとき、補償査定官は、次の場合に、その者に法定補償の暫定支給を行うことができる。

(a) 申請に関与する者が深刻な経済的困窮に陥っていることが明らかな場合

(b) 家族被害者について、第一次被害者の葬儀費用の支払い期限が来ている場合、又は

(c) その他に、補償査定官が適切と考える状況にある場合

(2) 暫定支給は、補償査定官が、その申請に関する決定がなされたときには、その申請者には法定補償を受ける資格がある、との満足の行く心証を得た場合でなければ、これを行うことができない。

(3) 暫定支給後に、法定補償申請が棄却された場合、暫定給付額は、申請人が補償基金法人に対して負う債務となる。

(4) 申請についての決定に際し、補償査定官が申請に関係する者に対して法定補償の支給を決定した場合、査定官は、暫定支給がなければ支給される法定補償額から、法定補償の暫定給付額を差し引かなければならない。

(5) 第(1)(b)項に定める葬儀費用のための法定補償の支給は、合理的な限度においてのみ行うことができる。

第33A条 葬儀費用を負担した者への払い戻し

(1) 本条は、暴力行為の第一次被害者の葬儀に関連する葬儀費用(葬式費用)を、法定補償の受給資格のない者が、家族被害者family victimとして、負担した場合に適用される。

(2) 前項に定める者は、合理的争議費用額の支払いを長官に申請することができる。

(3) 補償査定官は、支給することが公正かつ合理的であると考えた額の支払いを、その者に対し、認めることができる。

(4) かかる支払いは

(a) 家族被害者が受けられる法定補償額から支払われる。

- (b) 第6条にかかわらず、法定補償の支給とみなされる。
- (5) したがって、第16条にかかわらず、妥当な葬儀費用の支払い申請が、本条により補償査定官により認められた場合、その家族被害者に支払い可能な\$50,000の額を、減額することができる。

第34条 補償支給の条件

- (1) 法定補償の支給(暫定給付を含む)は、補償査定官が適切と考える次の条件に従って行うことができる。
- (a) 補償の支給に関する決定通知で明示することができる事項(これには、支給の対象者又は補償の利益を受ける者の経済状況を含む)に関する長官への通知に関する条件、
 - (b) 支給の対象者又は補償の利益を受ける者が、民事訴訟による損害賠償によって得た権原についての、この者による譲渡に関する条件
 - (c) 支給に関する決定通知で明示することができる情况下で、支給の額の全額又は一部を払い戻す場合の条件、
又は、
 - (d) 他の者の利益のために、支給金が支払われる場合の受け取り人がいる場合には、
 - (i) その他者に若しくはその他者の利益のために支払われる法定補償の支払い条件、又は
 - (ii) その他者のために、法定補償の全部又は一部を信託して保管する場合の条件
- (1A) 補償の給付は次の条件にしたがっておこなわれる。
- (a) 支給の対象者又は補償の利益を受ける者は、家族被害者を除き、支給に際し考慮された傷害、費用及び損害・損失に関して、将来、他の財源から金銭を受け取る場合には、その金銭を長官に通知しなければならない。
 - (b) 支給の対象者又は補償の利益を受ける者(家族被害者を除く)は、(a)に定める将来受け取る額を、長官から要請に基づき、支給された補償金から返金しなければならない。
 - (c) 支給の対象者又は補償の利益を受ける者は、後に詐欺(不正行為)又は通謀により入手されたものであることが確認された場合には、その者は、その補償金額を、長官に返金しなければならない。
 - (d) 支給の対象者又は補償の利益を受ける者(暴力行為の第一次被害者又は第二次被害者の場合)は、その暴力行為の正式捜査に携わる者又は機関に、合理的助力を提供しなければならない。
- (1B) 補償金支給の条件にしたがって、給付額の返金が求められたものの、その額が返金されない場合、その額は補償基金法人に対する債務として回収することができる。
- (2) 規則によって、法定補償の支給に関する他の条件を定めることができる。

第35条 補償の申請費及び審判機関(Tribunal)での手続費用

- (1) 法定補償の申請者は、申請に関する費用(その申請手続が、審査申立て又はその他の方法により、審判機関(Tribunal)の前でなされた手続か否かを問わず)この規則rules に定められた費用に関する基準に従って、支払いを受ける権利を有する。
- (2) 申請者は、補償申請が棄却された場合でも、審判機関(Tribunal)又は補償査定官が、申請に要した費用の支払いを指示した場合には、本条に従って手続費用の支払いを受けることができる。
- (3) 審判機関(Tribunal)又は補償査定官は、申請者が本条により受け取る権利を有する金額を超えて、申請費用の支給を正当とする特別事情があるという意見である場合には、その額を支給することができる。審判機関(Tribunal)又は補償査定官は、費用の支給を拒否するか、又はより少ない金額を費用として支給することもできる。
- (4) 反対趣旨の法令や法律がある場合にもかかわらず、オーストラリア国弁護士は、審判機関(Tribunal)又は補償査定官の命令に服するが、オーストラリア国弁護士は、(1)定められている費用基準に従って支給が可能な額を超える額を、法定補償の申請費用又はかかる申請に関連する法廷での訴訟手続費用として、請求又は回復する権利を有しないものとする。
- (5) 審判機関(Tribunal)又は補償査定官は、法定補償申請のために用意した診断報告書medical reportに関連して発生した費用又は審判機関(Tribunal)での訴訟のために要した費用について、これを認めない判断をすることができる。この場合、審判機関(Tribunal)又は長官は、診断報告書のために医師が請求する料金が、それに関連するサービスに比して著しく高額であると判断する場合、次の機関に異議を申し立てることができる。
- (a) 医療に関する異議審査委員会(Health Care Complaints Commission)、又は
 - (b) 医療にかかわるその他の関連機関
- (6) 次の契約条項(書面でなされているか否かを問わず、及び本条の発効前後を問わず)は無効とする。
- (a) (4)項の効力を、排除、修正若しくは制限する契約条項、又は
 - (b) (4)項の効力を排除、修正又は制限する効果を有する条項
- (7) 本条による費用は、次の者に支払うことができる。
- (a) 申請者又は
 - (b) 申請者のために申請をした者
- (8) 本条は、定められた費用に対する法定補償の申請には適用しないものとする。ただし、第29条(1AA)の

効力により、その請求が、定められた費用に対する法定補償の請求であると判断された申請についてはこの限りではない。

(9) かかる場合には、審判機関 (Tribunal) 又は補償査定官は、申立に要した費用を支給すべき特別事情があると判断すれば、当該事件の申請に要した費用を支給する判断をし、審判機関 (Tribunal) 又は適切と料する申請費用額を、申請者に支給することができる。

Division 6 長官による審査及び長官への異議申立て並びに審判機関 (Tribunal) 及び地方裁判所 (District Court) への審査申立て及び移送

第35A条 定められた費用に対する法定補償として支払われた額の審査

- (1) 定められた費用の法定補償の申請者は、定められた費用の法定補償として補償査定官から支払われた額の誤りの訂正申し立てを、長官にすることができる。
- (2) 本条による長官への審査申し立ては、補償査定官から関連する決定通知が正式に送達された日から28日以内になされなければならない。
- (3) この申請は、規則ruleの求める様式で、長官になされなければならない。
- (4) 長官は申請に対して次の決定をすることができる。
 - (a) 補償査定官による支給額の確認 (肯定) 又は
 - (b) 支給額の誤りの訂正による給付額の変更
- (5) 本条による長官の決定は、書面で、申請人に通知するものとする。

第36条 申請者から審判機関 (Tribunal) への審査申立てAppeal

- (1) この申請に関して、補償査定官の決定により不当な取り扱いを受けたとの不服がある申請者は、この決定について審判機関 (Tribunal) に審査申立てをすることができる。
 - (1A) 申請者は、定められた費用に対する法定補償として支給された額の計算の誤りを正すことを求めて、審判機関 (Tribunal) に審査を申し立てることはできない。かかる計算の誤りの訂正に関しては、申請者は、第35A条にもとづいて、長官にその訂正の申し立てをすることができる。
- (2) 期限内に申請がなされなかった法定補償の申請に関し、長官の、申請許可を与えない決定に不服がある申請者は、その決定について審判機関 (Tribunal) に審査の申立てをすることができる。
- (3) 審査申立ては次の期間内に行うことができる。
 - (a) 関連する決定通知が、補償査定官又は長官から本人に正式に送達された日から3か月の期間内又は
 - (b) この期間を超過した例外的な場合に、審判機関 (Tribunal) がさらに許可する時間内

第37条 査定官又は審判機関 (Tribunal) の長による審判機関 (Tribunal) への申請の移送

- (1) 法定補償の申請を取り扱う補償査定官が、申請についての決定を下すためには審問が必要と判断した場合、長官は、その事項の決定について審問を行うため、その申請を審判機関 (Tribunal) に移送することができる。
- (2) 審判機関 (Tribunal) の長が、補償査定官により決定がなされた法定補償の申請について、審判機関 (Tribunal) による審査が必要と判断した場合、長官は再度の決定のために、審判機関 (Tribunal) にその申請を移送しなければならない。

第38条 審判機関 (Tribunal) による審問と決定

- (1) 審判機関 (Tribunal) は、審査申立てがなされたか又は本Divisionにより審判機関による審判に付された事項について審問を行うことができる。この審問は付則2に従って行われるものとする。
- (2) 審判機関 (Tribunal) がその事項について審問を行わなくとも適切な決定をすることができるとの満足の行く心証を得た場合には、審判機関 (Tribunal) は、その場合には、その事項の決定に進むことができる。
- (3) 補償査定官の決定に対する審査申立ては、補償査定官に提出された証拠及び資料にもとづいて判断されなければならない。ただし、審判機関 (Tribunal) が、特別な根拠があると思料する場合又は証拠及び資料が審査申立ての対象となっている決定後に生じた事項に関係する場合には、審判機関 (Tribunal) は、新たな証拠及び資料を受理する許可を与えることができる。
- (4) 審判機関 (Tribunal) は、Division 5 (第5部) の関連規定に従ってこの事項を判断するものとし、この目的のために、第5部における補償査定官又は長官についての定めを、審判機関 (Tribunal) についての定めとして準用するものとする。
- (5) 審判機関 (Tribunal) は、(4) の一般性を制限することなく、次の判断をすることができる。
 - (a) 補償査定官の決定を確認又は取り消すこと、又は
 - (b) 審判機関 (Tribunal) の指示に従って、補償査定官に、再度、申請の審査と決定を行うように差し戻すこと
- (6) 審判機関 (Tribunal) が追加的に受理した証拠及び資料は、その事項を扱った補償査定官に提出することができたはずのものであると見るのが合理的な場合には、審判機関 (Tribunal) はその申請を補償査定官に差し戻すものとする。

第39条 法律問題に関する地方裁判所への審査の申立て

- (1) 法定補償の申請人は、地方裁判所 (District Court) の許可を得て、審判機関 (Tribunal)による申請に関する判断から生じた法律問題に関して、地方裁判所に審査の申立て (Appeal) をすることができる。
- (2) 本条による審査申立期限は次の通りである。
 - (a) 審判機関 (Tribunal)による決定に関連する通知が本人に正式に送達された日から3か月以内、又は、
 - (b) 例外的事情があれば、地方裁判所がさらに猶予を与えることができるが、その猶予が与えられた時間内
- (3) 本条の目的上、以下の事項は法律問題ではない。
 - (a) 補償申請がなされた傷害が、補償可能な傷害に関する付則で明示された傷害に当たるか否か又はその傷害がその付則で明示された特定の描写に該当する補償可能な傷害か否かに関する判断
 - (b) 一連の行為が、関連したものであり、それが1個の暴力行為を構成するか否かに関する判断
- (4) 審判機関 (Tribunal)による、法定補償の申請期間経過後になされた申請に許可を与えない、とする審判機関 (Tribunal)の決定に対しては、地方裁判所に審査の申立てをすることはできない。
- (5) 審査申立てに基づき、地方裁判所 (District Court) が行うことができる裁判は次のもののみである。
 - (a) 審判機関 (Tribunal)による決定の確認(審査申立棄却)又は
 - (b) 決定を破棄し、争点となっている法律問題について、地方裁判所の決定に従って、審判機関 (Tribunal)に再度審理と判断をさせるべく、差し戻すこと。

第40条 審判機関 (Tribunal)又は地方裁判所 (District Court) への審査申立て係属中の補償の支払い停止

審判機関 (Tribunal)又は地方裁判所 (District Court) による反対趣旨の命令がない限り、審判機関 (Tribunal)又は地方裁判所への審査申立て手続が開始すれば (又は審判機関 (Tribunal)による再度の決定のための (補償査定官への) 差し戻しがなされれば) 審査申立てについての判断が示されるまでの間又は再度の決定に付されその判断を待つ間、補償の支払いに関し、第42条の適用を停止する

第41条 審査申立手続等での被申立人である補償基金法人

補償基金法人 (Compensation Fund Corporation) は、Division 6 (第六部) によりなされた審査申立て又は移送手続における被申立人である。

Division 7 補償の支払い

第42条 補償基金法人による補償の支払い

- (1) 本Part (編) にもとづく、(定められた費用に対する法定補償以外の) 法定補償に関する全部又は一部の給付申請又は費用の支払い申請(定められた費用に関する法定補償の申請に関して支払われる費用を含む) は、長官になされるものとし、長官がその申請を補償基金法人に送付しなければならないものとする。
 - (1A) 定められた費用に対する法定補償の支給後、長官は、第29条に従い、当該決定の通知の写しを補償基金法人に送付しなければならない。
- (2) 補償基金法人は、申請又は(場合により) 通知の受領後、関連する支給額 (支払額) を、その支給を受けることができる者に支払わなければならない (ただし、支払いの条件及びその条件に従ってなされる減額の制限を受ける)。
- (3) 補償額が補償基金から支払われることとなるか又はこの基金による支払いのための十分な基金がない場合には、必要な限度で、統合基金 (Consolidated Fund) から、資金の割り当てがなされるものとする。

第43条 支給が事後の民事訴訟に及ぼす影響

- (1) 本編にもとづいて法定補償の支給を受けた理由となった傷害又は損害・損失と同一の事実を根拠に、その支払いを受けた者が民事訴訟を開始し又は継続している場合、その民事訴訟に本条が適用される。
- (2) 第(3)項の制限を受けるが、法定補償の支給は、民事訴訟を開始又は継続する権利に何らの影響も及ぼさず、民事訴訟において損害額を評価する場合は、支給額を考慮に入れずにその評価なされなければならない。
- (3) 法定補償の支払いを受けた者への支払いがなされた限度で、法定補償の支払いの理由となっている事実と同一の事実について、他の者に対して民事訴訟を開始し又は継続するその者の権利は、本条により、その補償額の限度で国が代わって行使するものとする。
- (4) 本条は、第57条、第76条、第77G条の効力を何ら制限しないものとする。

第44条 不正な申請者からの回収

- (1) 補償金の支払いを受けた者が、次の犯罪で有罪判決を受けた場合、審判機関 (Tribunal)は、長官からの申請に基づき、法定補償制度によりその者に支払われた額の返還を命ずることができる。
 - (a) 詐欺 (不正行為)、虚偽の口実又は意図的な虚偽の供述若しくは誤解を生ぜしめる意図的な供述により、法定補償の支給を受けた犯罪 (で有罪とされた場合)、又は、
 - (b) 支給される法定補償金の受領に関連して、規則に定められた犯罪 (で有罪とされた場合)
- (2) その者が関連する犯行により有罪判決を言い渡された日から2年以上が経過している場合、返還命令を発することができない。

- (3) 返還命令による支払金の回収及び第8部による土地に対する請求に関連する同部の規定は、本条による返還命令に適用される。

Division 8 犯罪者からの補償金の回収

第45条 定義

Division 8 (第8部)において、以下の通り定義する。

「被告」とは、返還の仮命令の送達を受けた者をいう。

「異議申立ての通知」とは、返還仮命令を確認する判断に対し被告による審査申立てがあったことに関する第47条による通知を意味する。

「返還命令 (order for restitution)」とは、第48条又は第49条により、審判機関 (Tribunal)により確認された返還仮命令 (provisional order for restitution)を意味する。

「返還仮命令」とは、第46条又は第46A条により、長官により発せられた返還仮命令を意味する。

「回収手続」とは、返還仮命令の確認 (返還仮命令に対する審査申立てを棄却する判断に関する審判機関 (Tribunal)の手続を意味する。

「被害者」とは、法定補償により給付金の支払いを受けた者を意味する。

第46条 長官は、犯人による返還の仮命令を発することができる

- (1) 法定補償の支給前又は支給後に、長官は、その者が (次項の) 関連犯行により有罪判決を言い渡されたことと判断する場合、長官は、その有罪判決を言い渡された者に対し、返還仮命令 (provisional order for restitution) を発することができる。

- (2) 「関連犯罪」とは、次の場合をいう。

(a) 暴力行為について法定補償が支給され、その暴力行為を構成する事実と相当程度同じ事実から成立する、ある(別の)犯罪又は

(b) それ以外の他罪で、その犯罪による量刑言渡し時に、((1999年犯罪(量刑手続)法 (Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999) 第3編第3部により)、前号 (a)の犯罪が量刑上の考慮に入れられた場合の、その他罪

長官は、規則に従って、かかる有罪判決の言い渡しを受けた者に対し、仮命令の通知を送達させなければならない。

- (4) 仮命令通知は次の事項を示さなければならない。

(a) その命令の条件を示すこと、

(b) 法定補償の支給日及びその支給の理由となっている事実を明示すること、

(c) その命令が関係する犯行及びその者がその犯行で有罪の言い渡しを受けたとされる日を明示すること、

(d) その者が、命令に対して長官の事務所宛に異議を28日以内に申し立てなければならないことを示すこと、

(e) その者が異議を申し立てなければ命令は審判機関 (Tribunal)によって確認され、その判決により、その者が支払うべき判決により証明された債務となることについて示すこと

(f) その者が異議申立て通知を提出した場合、審判機関 (Tribunal)により命令が確認されるべきか否かについて審問を行うことを述べること、及び

(g) 規則により求められるその他の事項を含めること

- (5) 返還仮命令は、次の場合には発することができない。

(a) 次のうちより遅い方の時点から2年以上が経過しているとき

(i) 関連する法定補償の支給日若しくは

(ii) 関連犯罪についての有罪判決の言い渡しがあった日

又は

(b) その者に対し、関連する法定補償の支給の理由をなす事実と相当程度同じ事実から生じた損害を理由とする民事訴訟が、州により又は州のために、開始されたか若しくは維持されているとき

第46A条 長官は他の者に対する返還仮命令を発することができる

- (1) 第46条にもとづいて返還仮命令を発せられている者が、本Division(部)により負う責任(それが、実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても)を免れる目的で、その企ての一部として、財産を処分した、と長官が判断する場合、長官は次に該当する者に、返還仮命令を発することができる。

(a) その陰謀の当事者であった者及び

(b) 十分な考慮を払わずに、その企てにより財産を得た者

- (2) 返還仮命令の対象となる財産を保持しているか否かにかかわらず、その者に対して第46A条にもとづき返還仮命令を発することができる。

- (3) 長官は、返還仮命令の通知を、規則に従って対象者に送達させなければならない。
- (4) 仮命令の通知には次の事項が要件となる。
 - (a) 命令の条件を示すこと、
 - (b) 第46条による返還命令が発せられた者及び本Division（部）による責任を免れる企みにの一部を構成する取引について明示すること
 - (c) 通知の送達を受けた者は、その命令に異議がある場合には、28日以内に、長官のオフィスに、その命令に対する異議申立ての通知を提出しなければならないことを述べること、
 - (d) その者が命令に異議申立てをしない場合、命令は審判機関（Tribunal）により確認され、その者が払うべき、判決により証明された債務となることについて述べること
 - (e) その者が異議申立て通知を提出した場合、審判機関（Tribunal）は命令を確認すべきか否かに関する審問を行うことについて述べること、及び
 - (f) 規則ruleで求められるその他の特定の事項を含めること
- (5) 第46条による仮命令が発せられてから2年以上経過している場合、第46A条による仮命令を発することはできない。
- (6) 第46条により発せられた命令が（審判機関（Tribunal）により）確認されなかったか又はその後に返還命令が取り消されるか若しくはその効力を失い、この命令に仮命令が基づく場合には、本条による返還仮命令を発することはできない（すでに発せられている場合にはその仮命令は効力を失う）。
- (7) 本条による命令及びこれを基礎とする第46条の命令による回収額の総額は、第46条による命令に従って支払うべき額を上限とする。

第47条 被告による異議申立て通知

- (1) 返還仮命令の送達を受けた被告は、送達後28日間以内に、命令の確認に対する異議申立て通知を、長官のオフィスに提出することができる。
- (2) 異議申立て通知は、規則に従ってなされなければならないが、被告が依拠しようとする異議申し立ての理由を示さなければならない。

第48条 被告が命令に対し異議を申し立てない場合の審判機関（Tribunal）による返還仮命令の確認

審判機関（Tribunal）は、被告が返還仮命令通知の送達を正式に受けてから28日間以内に被告が異議申立て通知が提出しなかったとの満足の行く心証を得た場合、審問を行わずに返還仮命令を確認することができる。

第49条 被告が命令に異議を申し立てた場合の審判機関（Tribunal）による返還仮命令を確認するための審問

- (1) 被告に返還仮命令の通知が正式に送達されてから日から28日間以内に、被告が返還仮命令に対する異議申立て通知を提出した場合、審判機関（Tribunal）はその返還仮命令を確認すべきか否かについて審問を行わなければならない（第8部では「回収手続」という）。
- (2) 審判機関（Tribunal）は、被告が法定補償の支給の理由たる暴力行為を構成する行為と相当程度同じ事実から生じた犯罪で被告が有罪とされたとの満足の行く心証を得た場合には、第46条により、返還仮命令を確認することができる。審判機関（Tribunal）がかかる心証に至らない場合には、その返還仮命令を取り消さなければならない。
- (2A) 審判機関（Tribunal）は、次の点について満足の行く心証を得た場合、仮命令を確認する（異議申し立てを棄却する）ことができる。
 - (a) 第46条による返還命令の対象となった者が、本Division による責任（それが実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても）を免れるための企ての一環として財産を処分したこと。及び、
 - (b) 被告がその企ての当事者であり、十分な配慮を払うことなく、その企てにより財産を得た。審判機関（Tribunal）が、この点について満足の行く心証を得られない場合には、仮命令を取り消さなければならない。
- (3) 審判機関（Tribunal）は、確認する返還仮命令を変更することができる。

第50条 返還命令による支払いに関する長官と被告との合意

- (1) 長官と被告は、返還仮命令又はその他の確認された命令にもとづき、支払いの合意をすることができる。
- (2) 支払い時期若しくは命令により支払われる総額の減額又はその双方に関連する取り決めをすることができる。
- (3) 長官と被告がかかる合意を締結することができるようにするため、審判機関（Tribunal）が適切と考える期間、回復手続を延期することができる。
- (4) 被告がこの合意に従わない場合には、返還命令に基づき支払われるべき返還総額に関する返還命令を確認するために、回収手続を進めることができる。

第51条 返還命令に関する規定

- (1) 審判機関（Tribunal）は、仮命令を確認する際に、次の点を考慮して仮命令による支払いを減額すること

ができる。

- (a) 被告の経済的手段及び
 - (b) 審判機関 (Tribunal)の判断に拠れば、その判断に関連性がある事項
- (2) 返還命令により支払いを命ずることができる上限額は (命令の対象となった被告が1名かそれ以上にかかわらず)、その命令が関係する法定補償の支給により被害者に支払いがなされた額とする。
- (3) 同一の法定補償に関連して、2名以上の被告に対して返還命令が発せられた場合、各被告は、この命令により、共同して及び別個に責任を負う (連帯責任を負う)。
- (4) 審判機関 (Tribunal)が、第(1)項により、2名以上の被告に対する命令により、被告が支払うべき額の減額を決定した場合には、審判機関 (Tribunal)は、その命令を確認することができる。ただし、その被告がその命令により負う責任は、その命令において明示された額に制限される。

第52条 回収手続に関連する手続及び証拠規定

- (1) 回収手続は、本Division及び規則ruleの制限の下に、次の手続とルールに従って、Local Court (地域裁判所)のGeneral Division (一般部)における請求に関する判断手続と同じ手続により、判断されなければならない。
- (a) 証拠規則に従うこと及び
 - (b) 地域裁判所が非刑事の裁判権を行使する際の実務と手続に従うこと
- (2) 回収手続に関連する被害者は、手続において証拠を提出する法的資格を有するが、その提出を法的に義務づけられないものとする。
- (3) 反対趣旨の法のルールがある場合、それにもかかわらず、次の手続で被害者の提出した証拠は、回収手続において証拠能力を有する。
- (a) 法定補償の支給申請手続
 - (b) その申請に関する審問手続又は
 - (c) 法定補償の理由となったのと相当程度同じ事実から生じたその他の訴訟 (非刑事か刑事かを問わない)
- (4) その被害者が提出した証拠は、回収手続において証拠能力があるが、その手続に被害者が証人として出頭していない場合には、被害者の提出したその証拠に与えられるべき証拠価値は、被害者をその証拠との関連で反対尋問する機会が全く与えられなかった場合に、その結果、適切とされる証拠価値と、同程度の証拠価値にとどまるものとしなければならない。
- (5) 審判機関 (Tribunal)は、回収手続に関連する費用の支払いを命ずる権限を有しない。
- (6) 回収手続への出頭及び証拠の提出を求められた (公務員以外の)者は、規則に定められた手当及び費用の支払いを受けることができる。

第53条 返還命令は、関連する法定補償の支給に対する審査申立ての制限を受けること

- (1) 返還命令は、次に定める間は、その効力を生じない。
- (a) 審査申立ての対象となっているか又はそれに関連する法定補償(の支給)に対する審査申立ての期間の経過が満了するまでの期間又は
 - (b) その期間中に正式に審査の申立てがなされた場合は、その審査申し立て最終的に確定するまでの期間
- (2) 審査申立てが関係する法定補償の支払いに関する判断が無効とされるか又は変更された場合には、返還命令はその効力を失う。
- (3) 支給が変更された場合には、最初の命令はなかったものとして、本Divisionに従って、返還命令を新たに発することができる。

第54条 返還命令に関する、審判機関 (Tribunal)による執行力の確保

- (1) 返還命令は、「地域裁判所法 (Local Court Act, 2007年)」第3編による手続から生じた判決により証明された債務と同様に、「民事訴訟法、(2005年Civil Procedure Act 2005)」第8編(Part 8)により、執行することができる。
- (2) 返還命令により支払うべき額について、その利息を支払うべきこととなり、その利息は、判決により支払うべき額の利息に関連する規定に従う。
- (3) 返還命令により支払うべきだが支払われていない金額は、大臣がその事項について定める関連方針に従って、回収不能金として扱うことができる。
- (4) 本条の目的を実現するために、規則を設定し、その目的のために、「2005年民事訴訟法、(Civil Procedure Act 2005)」の規定を、修正して又は修正を加えずに、適用することができる。
- (5) さらに、返還命令を執行するために、有罪判決を言い渡された者の刑務所での収入の差押えに関する規定を、規則ruleで定めることができる。

第55条 返還命令に対する裁判所への審査申立て

- (1) 審判機関 (Tribunal)による審問の後に、確認された(審査申立てが棄却された)返還命令に対し、非刑事

の裁判権を行使する地方の裁判所の判決に対し上訴をすることができるのと同じ方法で、審査申立て（appeal）をすることができる。

(2) 返還命令が発せられた日から1月以上経過後は、本条による、裁判所への審査申立てをすることはできない。

第56条 返還命令を取り消す場合

- (1) 審判機関（Tribunal）は、十分な根拠が示された場合には、返還命令を取り消すことができる。
- (2) 審判機関（Tribunal）は、返還命令の取消手続に関する判断が係属中は、その判断の執行を停止することができる。
- (3) 審判機関（Tribunal）が本条により（返還命令の取消）命令を発した場合には、規則の定めるところに従って、返還命令の取消に要した費用について、被告はその額の支払いを受ける権利があるものとする。

第57条 返還命令がその後の民事訴訟に及ぼす影響

- (1) 本条は、傷害を負うか又は損失を被り、その傷害若しくは損失に法定補償が支給されたか（又は支給されたがその支給金に関して返還命令が発せられた）のと同じ事実に基づいて、民事訴訟が提起されている場合に適用される。
- (2) 返還命令は、民事訴訟を提起し又は継続する権利に何らの影響も及ぼさない。民事訴訟における損害の評価は、この命令に関係なく行わなければならない。
- (3) 第43条による民事訴訟を提起するか又は維持する州の権利は、返還命令により消滅する。
- (4) 前項（第(3)項）は、他の者が民事訴訟を開始し又は維持する権利が、既に、第43条により、州（国）により代位行使されるものとなっている場合には、その個人の権利を復活させるものではない。
- (5) 本条は、第43条、第76条、第77G条の効力を制限しない。

第58条 被告の所在に関する情報の入手

警察官、交通局（Roads and Traffic Authority）、その他の政府機関は、被告に返還仮通知を送達するか又は被告に対し返還命令を執行するための措置を講ずる目的で、長官に被告の住所に関する情報を提供する権限があるものとする。

第58A条 返還命令の対象となる財産に関する請求権

- (1) 長官は、被告の所有する土地（他者と共同所有している土地を含む）に関して、登記庁長官（Registrar-General）に返還命令の登記を申請することができる。
- (2) 申請には、返還命令に関連する土地を明示しなければならない。
- (3) 登記庁長官は、本条による申請及び返還命令の写しの預け入れに基づき、その返還命令を、登記庁長官が適切と考える方法で、その土地に関連して、登記しなければならない。
- (4) 本条による返還命令の登記により、この命令が関係する土地に関する請求権が創設されたことになり、この命令の登記により、この返還命令により支払いを受けることができる額の、補償基金法人への支払いが確保されることになる。
- (5) 本条により創設された請求権は、この請求権の創設直前の財産に設定されていたすべての請求権又は担保物権に劣後することになり、土地の場合には、本条により創設された請求権は、「1990年不動産法」（Real Property Act, 1900）の規定により、同法によって登記庁長官により既に登記されていた、すべて抵当権、賃貸借権又はその他の利益に劣後する。
- (6) 次の場合のいずれかに該当する場合には、その先後を問わず、その土地に関して、請求権はその効力を失う。
 - (a) 第58B条により、その請求権の取消が登記されたとき、
 - (b) その土地に関して、補償基金法人の同意を得て、売却又はその他の処分がなされたとき
 - (c) その土地を売買により購入した者が、売買時に、その請求権の告知を全く受けておらず、価格に関して善意の購入者であったとき、又は、
 - (d) 返還命令により支払われるべき給付額全額の支払いがあったとき

第58B条 請求権の取り消し

- (1) 補償基金法人は、正当な理由があればいつでも第58A条により創設された請求権を取り消すことができる。
- (2) 土地に対する請求の取消しは、登記庁長官が請求の取り消し登記を行った時点ではじめて有効となる。

Division 9 - 保全命令と被告の財産処分に関連する命令

第58C条 第9Divisionの適用

- (1) 第9Divisionは、次の場合に適用される。
 - (a) 被害者への法定補償の支払いの理由たる、被害者に傷害をもたらした暴力行為により、起訴されたとき、
 - (b) かかる暴力行為が生じたことに関する犯行で有罪判決の言い渡しを受けたとき、又は、

- (c) 責任（それが実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても）を免れようとする企ての当事者となり、十分な配慮を欠いてその企てにより財産を得たとき
- (2) 本Divisionでの「適切なオフィサー」とは、長官、公訴局長官(検事長)、警視總監、その他の者又はこの定義の目的との関連で、規定regulationsで定められたクラスに属する者のことをいう。「被告」とは、(1)(a)、(b)、(c)項で定められている者のことをいう。
- (3) 本Divisionにいう、犯行により起訴された者とは、その者に対し、ある犯罪を理由に、検察官による起訴（information）がされた者をいい、次の点を問わない。
 - (a) 検察官による起訴に返答させるべく、その者に裁判への出席を求める召喚状が発せられたこと、又は
 - (b) その者に逮捕状が発付されたこと

第58D条 保全命令の性質

保全命令とは、Supreme Court（最高裁判所）の発する命令により、被告の財産又は被告の効果的管理の下にある財産に関し、被告又はその他の者が処分又はその他の処理をすることを禁ずることをいい、その命令により定められた方法及び状況下で、処分又はその他の処理をする場合は、この限りではない。

第58E条 保全命令の申請

- (1) 適切なオフィサーは、被告の財産又は被告の効果的な管理下にある財産について、一方当事者の申請に基づき、Supreme Court に保全命令を申請することができる。
- (2) 本条による申請に基づき、
 - (a) Supreme Court は、適切と思料する場合には、Supreme Court がその財産の全部又は一部に利益を有すると信ずる者に対し、申請者に、その申請の告知をするように求めることができる。
 - (b) 前項(第(a)項)より、裁判所の要請による通知を受領した者は、申請についての審問に出頭し、証拠を提示する権利がある。

第58F条 保全命令の発付

- (1) 犯行により起訴されたか又は有罪判決を言い渡された被告に関する第58E条による申請に基いて、Supreme Court は、（この申請に含まれる情報又は添付された情報に基づき）、次の点について満足の行く心証を得た場合には、被告の財産又は被告の効果的な管理下にある財産について、保全命令を発することができる。
 - (a) 被害者への法定補償の支払いの理由である、被害者に傷害をもたらした暴力行為を理由に起訴されたとき又はかかる暴力行為に関連する犯罪で有罪判決の言い渡しを受けたとき、
 - (b) 法定補償額が支払われるか又は支払われる蓋然性が高いとき、及び
 - (c) 事案の状況に照らし、この命令を発付するのが適切であるとき
- (2) Division 8（本法第8部）による責任（それが実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても）を免れようとする企ての当事者であったことに関してなされた、第58E条による申請に基づき、Supreme Courtは、（その申請に含まれる情報又はその申請に付随する情報に基づき）、次の点につき、満足の行く心証を得た場合には、被告の財産又は被告の管理下にある財産に関連して、保全命令を発することができる。
 - (a) 第8Divisionによる返還の責任（それが実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても）を、被告が免れようとする企ての当事者であり、十分な考慮を払うことなく、その企てにより、財産を得たこと、
 - (b) 第46A条に基づき、被告に対し命令が発付されているか、発付することができること、及び
 - (c) 事件の状況に照らし、保全命令を発するのが妥当であること
- (3) 本条を制限することなく、Supreme Court は、保全命令を発するべきか否かについて審理する際に、検討されている命令が、合理的な生活費に関する被告の支払い能力若しくは被告に扶養されている者の支払い能力又は被告の法的費用に関する支払い能力に及ぼす影響について、考慮するものとする。
- (4) Supreme Court は、「1990年犯罪資産回収法（Criminal Assets Recovery Act, 1990）」又は「1989年犯罪収益没収法（Confiscation of Proceeds of Crime Act, 1989）」により効力を有する保全命令の影響が、本法による保全命令対象財産に及んでいる場合には、その財産に関して、保全命令を発してはならない。
- (5) 財産が本法による保全命令の制約を受けている場合でも、「1990年犯罪資産回収法（Criminal Assets Recovery Act, 1990）」又は「1989年犯罪収益没収法（Confiscation of Proceeds of Crime Act, 1989年）」により、その財産に関して保全命令を発することができる。

第58G条 保証

この保全命令の発付又はその執行に関連する損害若しくは費用又はその双方の支払いに関して、Supreme Court が適切と思料する保証を、保全命令申請者がSupreme Court に提出することを拒むか提出しないときは、Supreme Court は、保全命令の発付を拒否することができる。

第58H条 補助的命令

- (1) Supreme Courtが保全命令を発するとき、Supreme Courtは、適切と思料する補助的命令を発することができる

きる。

(2) 前項(第1項)の一般性を制限することなく、補助的命令には次の一つ以上の命令を含めることができる。

(a) Supreme Court又は裁判所規則の定めるSupreme Courtのオフィサーの面前での、次の者に対する、宣誓のうえ行われる、被告の財産の内容とその所在を含む、被告に係る事項についての尋問に関する命令

- (i) 被告、又は
- (ii) その他の者

(b) 保全命令が関連する財産に関して、その命令を変更する命令

(c) 保全命令の条件を変更する命令

(3) 補助的命令は、次の申請に基づき発することができる。

(a) 保全命令の申請者

(b) 被告又は

(c) Supreme Courtの許可を得た他の者

(4) 補助的命令は、保全命令の発付時又は発付後に発することができる。第(2)(a)項で言及されている補助的命令は、保全命令に先だてて発することができる。

(5) 本条による尋問を受ける者は、次の理由により、質問への回答を免除されることはない。

(a) 質問に答えると自己負罪の虞があるか又は没収若しくはペナルティを科される虞があること、又は

(b) 質問に答えると、法律専門家の特権の対象となる情報を開示することになると思料されること、

(6) 本条による尋問の過程での、この者による供述若しくは開陳又はこの供述若しくは開陳の直接的若しくは間接的結果として入手された情報、文書若しくは物品は、次の手続の場合を除き、非刑事の手続又は刑事手続において、その者に不利益な証拠として、証拠能力を与えられることはない(許容されることはない)。

(a) 本法に基づき行われる、虚偽若しくは誤解を生ぜしめる供述若しくは開陳に関する手続

(b) 本法による申請に関する手続

(c) 本法による申請に付随する手続

又は、

(d) 返還命令の執行手続

第58I条 保全命令の登記と警告の揭示

(1) 保全命令が特定の種類の財産に適用され、その種の財産に関する権原又は請求権の登記に関する州の法律規定がある場合には、その規定の運用に責任のある当局は、何人かからの申請に基づき、その命令の具体的内容を、その州法規定により保管を求められている登記台帳に記載することが要件となる。

(2) 保全命令の具体的内容がそのように登記された場合、その後、その財産を取り扱う者は、第58L条の目的上、保全命令に関する通知を受けたものとする。

(3) 「1990年不動産法(Real Property Act 1900)」の規定により、保全命令が適用される土地には、その法律により、この命令との関連で、警告を揭示することができる。

第58J条 裁判所による保全命令の取消し

(1) Supreme Court は、自己の財産に関して保全命令が発せられた者の申請に基づき、保全命令を取り消すことができる。

(2) Supreme Court は、その者が次に該当しない場合には、命令の取消を拒むことができる。

(a) 暴力行為を行った結果として、Division 8により責任を負うことになるかもしれない支払い額について、裁判所に満足の行く担保を提供すること、又は

(b) その者の財産について、裁判所に満足の行く保証を提供すること、

(3) Supreme Court は、適切なオフィサーによる申請に基づき、保全命令を取り消すことができる。

(4) 本条は、保全命令を取消し又は取消を拒否するSupreme Court の裁量権を制限するものではない。

第58K条 保全命令が失効する時

(1) ある犯罪を理由とする起訴に依拠して保全命令が発せられた後に、

(a) その起訴が取り下げられ、取り下げの時点でその者が関連犯罪で起訴されない場合、保全命令は、起訴の取下げ時に効力を失う。

(b) その者が無罪となり、無罪判決の時点で関連犯罪により起訴されないとき、保全命令は、無罪が言い渡された時に、その効力を失う。

(2) ある犯罪を理由とする起訴(又はその犯罪による有罪判決)に依拠して発せられた保全命令は、その保全命令の発付後、2年経過後にその効力を失う。

(3) 第58C条(1)(c)に定める者に対する保全命令は、その命令発付後、2年経過後にその効力を失う。

(4) Supreme Courtは、適切なオフィサーの申請に基づき、本条による保全命令の有効期間を、特定の期間まで延長することができる。

第58L条 責任の回避

- (1) 保全命令の対象となる財産を、保全命令が発せられていることを知って、処分するか又はその他の方法で処理した者は、次の刑を上限とする犯罪で有罪である。その財産と同価値の罰金（この価値は裁判所が決定する）若しくは2年の収監刑又はその双方。
- (2) Division 8による責任(それが実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても)を回避することを目的とする企ての一部として、保全命令が発せられていることを知って財産を処分するか又はその他の方法で処理した者は、次の刑を上限とする犯罪で有罪である。財産と同価値の罰金（この価値は裁判所が決定する）若しくは2年の収監刑又はその双方。
- (3) 本条による犯罪に関する手続は、次に定める方法で行われる。
 - (a) Local Court (地域裁判所)での簡易な手続、又は
 - (b) Supreme Court(最高裁判所) による、同裁判所の簡易な処理を行う権限を行使して行われる、簡易な手続
- (4) このような手続がLocal Court (地域裁判所)で行われる場合、その裁判所がはが犯行に対して課することができる罰金刑の上限は、\$10,000 である。

第58M条 財産処分の取消命令

- (1) 次の場合には、財産の処分又は処理の取消命令の申請対象となり、適切なオフィサーは、その財産の処分又は処理の取消命令をSupreme Court に申請することができる。
 - (a) 財産に対して保全命令が発せられているか又はその発付が申請されることになる場合で、且つ、
 - (b) 財産が、
 - (i) その保全命令違反に違反して、処分又はその他の方法で処理されるか、又は、
 - (ii) Division 8により負う責任(それが実際に存在するものであれ、潜在的なものであれ、そのいずれであっても)を回避することを目的とした企ての一環として、保全命令の発付前に、その財産の処分又はその他の方法による処理がなされ、且つ、
 - (c) その処分又は処理が、十分な配慮をしないか又は善意で行動する者の有利にならないか、のいずれかの形でなされたとき
- (2) 処分又は処理の取消命令。前項(1)による申請がなされ、Supreme Court が、第(1)(a)、(b)及び(c)項に示される事項について満足の行く心証を得た場合、Supreme Court は、次の命令を発することができる
 - (a) その処分又は処理が行われた日又は本号による命令が発せられた日から、その処分又は処理を無効とする命令、及び
 - (b) (適切な場合には)その処分又は処理が行われた日又はその日以降で且つ命令が発付された日以前に、その財産に利益を取得した各人の権利について宣言する命令
- (3) 相続権のある相続人の権利の保護。 本条は、善意の者から財産を得、且つ、その取得時に、少なくとも、その財産の市場価値に相当する価値の約因(consideration)を提供した者の権利には、影響を及ぼさない。

第3編(Part 3) 運用

Division 1 被害者補償審判機関 (Tribunal)

第59条 審判機関 (Tribunal)の構成

- (1) 被害者補償審判機関 (Tribunal)は、本法により創設される。
- (2) 審判機関 (Tribunal)は、司法長官の推薦により知事が任命することができる構成員により構成される。
- (3) 審判機関 (Tribunal)の構成員として任命される資格があるのは、マジストレイト(Magistrates 治安判事)だけである。
- (4) 審判機関 (Tribunal)の構成員のうち1名が、(審判機関の構成員による任命文書において及びそれによって又は知事によりその後執行される文書において及びそれによって)、審判機関 (Tribunal)の長 (Chairperson)として任命される。
- (5) 付則 2 は、審判機関 (Tribunal)に関して効力を有する。

第60条 審判機関 (Tribunal)の権限と機能

- (1) 審判機関 (Tribunal)は、本法及びその他の法律により与えられ又は課された権限と機能を有する。
- (2) 審判機関 (Tribunal)は、その権限と機能の行使に際し、合理的にみて実際の短時間内に、その面前で行われる手続が迅速に処理されることを確実にするために必要なすべてのことを行わなければならない。

第61条 権限を与えられた治安判事 (Magistrate)

審判機関 (Tribunal)の長は、治安判事長 (Chief Magistrate) の同意を得て発せられる命令により、審判機関 (Tribunal)の権限と役割はその命令に明示された1名又は複数の治安判事により行使されることを宣言することができる。

第62条 審判機関 (Tribunal)の権限と機能行使する1名の構成員

審判機関 (Tribunal)の権限と役割は、次の者が単独で行使することができる。

- (a) 審判機関 (Tribunal)の構成員、又は
- (b) 権限を与えられた治安判事(Magistrate)

Division 2 長官、審査官及びその他の職員

第63条 長官、審判機関 (Tribunal)の事件管理官とその他の職員

- (1) 審判機関 (Tribunal)の長官、被害者サービス担当者、審判機関の事件管理官 (Registrar) 及びその他の職員は、本法の目的において不可欠な存在であり、「1988年州政府職員管理法 (Public Sector Management Act 1998)」第2編 (Part 2) に従って雇用される。
- (2) 長官は、審判機関 (Tribunal)の事件管理官、補償査定官、その他の職員に対し、本法における長官の役割のうち、委任権を除く、すべての権限を委任することができる。

第64条 補償査定官

- (1) 補償査定官は、本法の目的により、「州政府職員管理法 (Public Sector Management Act、1998年)」第2編にしたがって雇用される。
- (2) この者の雇用の停止があった場合、その者は補償査定官ではなくなる。
- (3) 長官は、補償査定官である。

第65条 補償査定官に関するガイドライン及び調整

- (1) 審判機関 (Tribunal)は、法定補償の申請に関する決定について、補償査定官に対し、本法と規則に添った法定補償の申請の判断に関するガイドラインを発することができる。補償査定官は、本法の定める役割を果たすうえで、そのガイドラインを考慮に入れなければならない。
- (2) 長官は、(本法に従い)、補償査定官の職務を調整する職責(特定の査定官への案件の割り当てを含む)を負うものとする。
- (3) 長官、適切な部門長、その他の公務員は、補償査定官が、その補償査定官に割り当てられた事項について下す決定を、指示、変更し、又はそれに干渉することができない。ただし、長官は、その補償査定官の決定前であればいつでも、改めて、その事項を別の補償監査官に割り当てることができる。
- (4) 本条は、補償査定官に関して、適切な部門長が「1988年州政府職員管理法 (Public Sector Management Act 1998)」により果たす役割に影響を及ぼさない。

第65A条 取り調べ及び調査

第27条(2)にしたがって、補償査定官は、本法による補償査定官の役割を行使するうえで、補償査定官が必要と判断する取り調べ及び調査をすることができる。

Division 3 被害者補償基金法人 – Victims Compensation Fund Corporation

66 Victims Compensation Fund Corporation 被害者補償基金法人

第66条 被害者補償基金法人

- (1) 本条により、「被害者補償基金法人」の法人名で、法人を設立する。
- (2) 補償基金法人の業務は、司法長官の部局の事務局長 (Director-General) が管理する。
- (3) 補償基金法人の名において、又は補償基金法人に代わって、司法長官の部局における事務局長によりなされるすべての行為、処理される事項又は物事は、法人によってなされたものとみなされる。
- (4) 補償基金法人は、本法により自らに与えられる又は課された機能を、(委任権限を除き)、司法長官の部局のオフィサーに委任することができる

Division 4 被害者補償基金

第67条 被害者補償基金

- (1) 被害者補償基金(「補償基金」という名称の基金)を設立する。
- (2) 補償基金は補償基金法人の運営管理のもとにおかれ、補償基金の資産はこの法人に付与される。
- (3) 補償基金法人は、次の方法で、補償基金にある金を投資することができる。
 - (a) 「1987年公共団体(財務協定)法 (Public Authorities (Financial Arrangements) Act 1987)」により認められた方法(による投資)又は
 - (b) 同法がその法人に投資権限を付与していない場合の、信託基金への投資に関して認められた方法(による投資)

第68条 被害者基金への支払い

次に定める利益又は金銭は、補償基金に支払われるものとする。

- (a) 「1989年犯罪収益没収法 (Confiscation of Proceeds of Crime Act 1989)」により没収されたすべての収益又は利益
- (b) 「1990年犯罪資産回収法 (Criminal Assets Recovery Act 1990)」により請求され、基金に入金されることになっているすべての金銭
- (c) 本法の第2編(Part 2), Division 8又は第5編 (Part 5) により回収されるすべての金銭
- (d) 本法の目的のために、財務省から提供された金銭、又は議会により割り当てられたすべての金銭
- (e) 本法又はその他の法律により、又はそれらにもとづいて基金に組み入れるように求められた他のすべての金銭、及び
- (f) 第58L条によって、犯罪を理由に支払われた罰金

第69条 被害者基金からの支払い

次の費用は、補償基金から支払うものとする。

- (a) 本法により支給されるすべての法定補償、費用、承認されたカウンセリング・サービス費
- (b) 審判機関 (Tribunal)、長官、補償査定官、その他の職員が本法により定められた役割を果たす際に発生するすべての費用
- (c) 「1996年被害者権利法 (Victims Rights Act 1996)」により、犯罪被害者局、被害者諮問委員会が負担したすべての費用及び大臣により承認された被害者サポートサービスの提供のために発生したその他の費用
- (cl) 「1989年犯罪収益没収法 (Confiscation of Proceeds of Crime Act 1989)」の第53条により、「ニュー・サウス・ウェールズ州財産信託管理及び保護室」(NSW Trustee and Guardian)が権利を得ているすべての料金
- (d) 補償基金の運営のために発生するすべての費用

第4編(Part 4) 裁判所が課す賠償

Division 1 傷害に対する賠償

第70条 定義：

本編において

「犯罪被害に苦しむ者 (aggrieved person)」とは次の者をいう。

- (a) 死亡の結果が生じた犯罪以外の犯罪に関連して、次の犯罪を通して又は次の犯罪により傷害を負った者
 - (i) 犯罪者が有罪の言い渡しを受けた犯罪、若しくは
 - (ii) (「1999年犯罪(量刑手続)法、(Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999)」、第3編のDivision 3により)、犯罪者にその犯行を理由に量刑を言い渡すときに、量刑上の考慮に入れられた犯罪、又は
- (b) ある者の死亡を招いた犯罪との関係で、その死亡した者の直近の家族の構成員である者

「賠償に関する指示」とは、第71条による賠償の指示をいう。

第71条 補償についての指示

- (1) 裁判所は、ある犯行を理由に裁判所により有罪判決を言い渡された者に、(判決時又はそれ以降に)、その犯人に対する通知に基づき、
 - (a) 犯罪被害に苦しむ者に対して、又は、
 - (b) その指示の中で特定されている比率で、犯罪被害に苦しむ者に対して、その犯行を通して若しくはその犯罪により、被害者が負った傷害に対する賠償として、又は、適切な場合には、その犯罪を理由に量刑が言い渡されるときに、(「1999年犯罪(量刑手続)法 (Sentencing Procedure) 1999」第3編(Part 3), Division 3により)、考慮に入れられた他の犯罪に関する賠償として、その犯人の財産から、合計\$50,000を超えない範囲で、支払うように指示することができる。
- (2) 賠償に関する指示は、裁判所の職権により又は犯罪被害に苦しむ者又はその代理人から裁判所になされた申請に基づき、発することができる。

第72条 賠償に関する指示を与える裁判所の権限に対する制約

- (1) ある者がある犯罪により有罪判決を言い渡されたとき、その有罪判決を言い渡された犯罪に関して発せられる賠償に関する指示で明示された合計額と、本Divisionに従って、次の(a)又は(b)の、以前に発せられた賠償に関する指示で明示された合計額の総額が、\$50,000を超える場合、その者の有罪判決が言い渡された犯行を理由とする賠償に関する指示は、発せられてはならない。
 - (a) その者が言い渡された有罪判決を理由に、他の者に関して有罪判決が言い渡され、賠償に関する指示がその、他者の有罪判決に基づいているとき、又は、
 - (b) 関連犯罪を理由にその者又は他の者に有罪判決が言い渡され、賠償に関する指示がその関連犯罪に基づいているとき。
- (2) 第2編(Part 2)により、傷害を負った者又は犯罪被害に苦しむ者に法定補償が支給されている場合には、法定補償の支給対象となる傷害について、賠償に関する指示はなされてはならない。
- (3) 本条の目的上、次の場合に、ある犯罪は別の犯罪と関連犯罪となる。

- (a) 両方の犯行が同一の者に対して行われている場合、及び
- (b) 裁判所の判断によれば、両方の犯行がほぼ同時に行われたか又はその他の理由でそれぞれが互いに関連している場合。

ただし、最初の犯行について賠償に関する指示がなされ、後の犯行が、その指示後になされた場合、この、後の犯行は、前の犯行と関連していないものとする。

(4) 本条において、本Divisionにより既になされた賠償に関する指示には、「1987年被害者補償法 (Victims Compensation Act 1987)」の第6編 (Part 6) 又は、「1900年犯罪法 (Crimes Act 1900)」の第437条又は第554条(3)による賠償に関する指示も含むものとする。

第73条 考慮すべき要素

賠償に関する指示をするかどうかの決定及びその指示にもとづいて支払われる総額の決定に際し、裁判所は次の点を考慮しなければならない。

- (a) 犯罪被害に苦しむ者が負った傷害に直接又は間接に寄与した、行動 (犯罪行動を含む)、状態、態度又は傾向、
- (b) 犯罪者が有罪判決を言い渡された犯罪事実と相当程度同じ事実に関してなされた民事訴訟において、犯罪被害に苦しむ者が支払いを受けた額又は支払いを受ける権利がある額、及び
- (c) その他、裁判所が、関連性があると認める事項

第74条 指示された総額の支払い

1912年刑事上訴法 (Criminal Appeal Act, 1912年) 第9条及び「1986年刑事訴訟法 (Criminal Procedure Act 1986)」の規定に従って、犯人が、犯罪被害に苦しむ者に対し支払うべきことが指示された総額は、直ちに又は指示で具体的に示された期間があればその期間内に、犯罪被害に苦しむ者への支払いとして、裁判所の事件管理官に支払われなければならない。

第75条 賠償に関する指示の執行

(1) 裁判所が賠償に関する指示をし、その指示で具体的に示された全額又はその一部が指示通りに支払われなかった場合、裁判所の事件管理官は、犯罪被害に苦しむ者による申請に基づき、犯罪被害に苦しむ者に、次の証明書を発行しなければならない。

- (a) 指示内容を特定する証明書
- (b) 犯人を特定する証明書、及び
- (c) 指示により支払いが求められたが、証明書の日付け日に事件管理官に支払いがなされていない額を明示した証明書

(2) 本条により証明書が発行された場合、事件管理官は、その後は、その証明書で示された賠償に関する指示について、犯人からの支払いを受け付けてはならない。

(3) 犯罪被害に苦しむ者は、その証明書に明示された金額の支払いを命じる権限を持つ裁判所の事件管理官にその証明書を提出することができ、その裁判所の事件管理官は、次の点に関して、犯罪被害に苦しむ者に有利で、その証明書で具体的に示された犯罪者に不利益な判決を直ちに言い渡すことができる、

- (a) その証明書で未払いとして明記されている金額、及び
- (b) その証明書の提出に関連して、事件管理官に支払われるべき手数料

(4) 賠償に関する指示は、本条に従ってのみ執行され、未払い金について、補償基金又はその他の公金から支払われることはない。

第76条 賠償に関する指示がその後の民事訴訟に及ぼす影響

(1) 本条は、犯行により傷害を負い、その犯行について賠償に関する指示がなされ、その犯行と同じ事実に基づいて民事訴訟がその者に対して提起され、維持されている場合の、その民事訴訟に適用される。

(2) 賠償に関する指示は、民事訴訟を起こし又は継続する権利に何らの影響も及ぼさない。また民事訴訟における損害は、その賠償に関する指示を考慮に入れずに評価 (査定) しなければならない。

(3) 民事訴訟を終結させる裁判所の判決は、

- (a) 裁判所により評価された損害賠償額が、賠償に関する指示により既に支払われた総額と同額である場合には、言い渡してはならない。及び、
- (b) 裁判所の許可がある場合を除き、裁判所の査定による損害額が、賠償に関する指示が発せられたが支払われていない総額と同額である場合には、執行してはならない。

(4) 本条は、第43条および第57条の効力を制限しない。

第77条 賠償に関する指示に対して審査の申立ができない場合

犯罪被害に苦しむ者は、犯人が有罪判決を受けたのと相当程度同じ事実から生じた民事訴訟において、賠償に関する指示により支払いを義務づけられた賠償額よりも、損害額として少ない額しか支払われなかったという理由だけで、賠償に関する指示に対して上訴することはできない。

Division 2 損失の賠償

第77A 定義

「犯罪被害に苦しむ者」とは、犯罪に関連して、次の犯罪を通して又はそのために、損失を被った者をいう。

- (a) 犯人が有罪判決の言い渡しを受けた犯罪
- (b) 犯人が有罪判決を言い渡された犯罪を理由にその犯罪に対しペナルティが（罰）が科されるときに、第3編（Part 3）のDivision 3により、裁判所が考慮に入れた別の犯罪

「裁判所」とは、Supreme Court, the Court of Criminal Appeal, the District Court or the Local Court.（最高裁判所、刑事上訴裁判所、地方裁判所、地域裁判所）のことをいう。

「賠償に関する指示」とは、第77B条にもとづく賠償に関する指示のことをいう。

第77B条 賠償に関する指示

(1) 犯罪を理由に裁判所により有罪判決が言い渡されたとき、裁判所は（判決時又はそれ以降に）その犯人に通知を発して、その犯罪を通して若しくはそれらの犯罪により被った損失に対する賠償として、又は、適切であれば、犯人が有罪判決の言い渡しを受けた犯罪に刑罰を課す際に、「1999年犯罪(量刑手続)法」(Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999) 第3編（Part 3）のDivision 3により、裁判所が考慮に入れた他の犯罪を通して若しくはそれらの犯罪により被った損失に対する賠償として、次の者に対し又は次の比率で、その犯人の財産から具体的に示された額の支払いをなすように指示することができる。

- (a) 犯罪被害に苦しむ者又は
 - (b) 犯罪被害に苦しむ者に対する、その指示で具体的に示された比率
- (2) 賠償に関する指示は、裁判所から職権で又は（犯罪により）苦しんでいる者又はその代理人によりなされた裁判所への申請に基づいて、発することができる。

第77C条 賠償に関する指示を発する裁判所の権限に対する制限

裁判所は、次のものに関して、賠償に関する指示を発することができない。

- (a) 第2編（Part 2）又は本編のDivision 1による補償の支給ができる損失又は
- (b) 債務の回収手続で、裁判所が民事の裁判権に関して与えられている権限を行使して認めることができる上限額を超える額

第77D条 考慮に入れるべき検討要因

賠償に関する指示を発するか否かの決定及びその指示により支払われる額の決定において、裁判所は次の点を考慮しなければならない。

- (a) 犯罪被害に苦しむ者が被った損失に、直接又は間接に寄与した、その苦しむ者の行動（過去の犯罪活動を含む）、状況、態度、傾向
- (b) 犯罪被害に苦しむ者が支払いを受けた額又はその犯罪者が有罪を言い渡された理由となった事実と相当程度同一の事実をめぐる民事訴訟手続において認められた損害賠償により、その苦しむ者が支払いを受ける権利がある額及び
- (c) その他に裁判所が関連性あると認める事項

第77E条 指定額の支払い

「1912年刑事上訴法（Criminal Appeal Act 1912）」第9条及び「1986年刑事訴訟法（Criminal Procedure Act 1986年）」の規定に従って、裁判所が賠償について、賠償のための指示を発して、犯人に犯罪被害に苦しむ者に支払うように指示した額は、直ちに又は指示により期間が具体的に指定されていればその期間内に、犯罪被害に苦しむ者への支払いとして、裁判所の事件管理官に支払われなければならない。

- (1) 裁判所から賠償に関する指示が発せられ、その指示に具体的に示された全部又は一部の額がその指示に従って支払われていない場合、裁判所の事件管理官は、犯罪被害に苦しむ者の申請に基づき、その者に、次の証明書を発行しなければならない。
 - (a) その指示の内容を特定する証明書
 - (b) その犯人を特定する証明書、及び
 - (c) 指示によって支払いが義務づけられたが、証明日の発行日の時点で、その支払いが事件管理官になされていない具体的額の証明書
- (2) 本条にもとづいて証明書が発行された場合、事件管理官はそれ以降、証明書により示された賠償に関する指示に関して、犯人からの支払いを受け付けてはならない。
- (3) 犯罪被害に苦しむ者は、証明書に具体的に示された金額の支払いを命じる権限を持つ裁判所の事件管理官に、この証明書を提出することができ、その提出を受けた事件管理官は、犯罪被害に苦しめられている者に有利でその証明書に具体的に示された犯罪者に不利益な次の判決を直ちに言い渡さなければならない。
 - (a) 証明書で未払い金として明記されている金額、及び
 - (b) 証明書の提出に関連して、事件管理官に支払われるべき手数料
- (4) 賠償に関する指示は、本条に従ってのみ執行され、未払い金は国庫から（公的資金から）支払われることはない。

第77G条 その後の民事訴訟における賠償に関する指示の影響

- (1) 本条は、損失を被った者により民事訴訟が提起され又は維持されて、その損失に関して（賠償の）指示が発せられ、その指示の基礎となっている事実が、民事訴訟の根拠となっている損失と同じ事実であるときに適用される。
- (2) 賠償に関する指示は、民事訴訟を提起し又はこれを維持する権利に何らの影響も及ぼさない。また、民事訴訟における損害賠償額はこの指示を考慮に入れることなく算定されなければならない。
- (3) 裁判所の判決は民事訴訟の帰趨を決することになるが、裁判所は、
 - (a) 裁判所が算定する損害賠償額が、この賠償に関する指示により支払われた額と同額である場合には、その判決を言い渡してはならない。
 - (b) 裁判所の許可がある場合を除き、裁判所が算定する損害賠償額が、賠償に関する指示がなされたが支払われなかった額と同額である場合には、その判決を執行してはならない。

第77H条 賠償に関する指示が審査の申立理由とならない場合があること

犯罪被害に苦しむ者は、犯人が有罪判決を言い渡されたのと相当程度同じ事実に関して提起された民事訴訟において、賠償に関する指示により支払い義務のある賠償額よりも少ない額が損害賠償額として算定されている、という理由だけで、賠償に関する指示に対して審査の申立てをすることはできない。

第5編(Part 5) 補償徴収金（補償のための徴収金）

第78条 部分的申請

- (1) 本編（Part 5）は、次のすべての犯罪に適用される。
 - (a) 収監刑以外の刑が併せて処罰されるか否かを問わず、収監刑で処罰することができる犯罪、及び
 - (b) Supreme Court（最高裁）、地方裁判所（District Court）、麻薬裁判所(Drug Court)、地域裁判所（Local Court）又は少年・児童裁判所（Children’s Court）により審理される犯罪
- (2)（「1999年犯罪法（量刑手続）法（Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999）」第3編のDivision 3に定めるところに従い）、他の犯罪で量刑を言い渡す際に、その他罪に本Partが適用されるか否かを問わず、ある犯罪が考慮に入れられたというだけでは、本編（Part）は、その量刑事情として考慮に入れられた犯罪に適用されない。

第79条 補償徴収金の賦課

- (1) 本編（Part 5）が適用される犯行により有罪判決を言い渡された者は、その有罪判決により、国に対し以下の徴収金を支払う義務を負う。
 - (a) 1986年刑事訴訟法（Criminal Procedure Act, 1986年）」第3章第2編（Part 2）Division 5による、大陪審起訴により有罪を言い渡されたか又は収監された者には、\$140、又は
 - (b) 前項（a）項）の定め以外の有罪判決が言い渡された者には、\$60
- (2) この徴収金は、金銭的ペナルティ又は同一の犯行に関連して課せられる補償支払い命令に追加されるが、その金銭的ペナルティ又はその補償支払い命令の一部を構成するものではない。
- (3) 18歳以下の者は、その者に有罪判決を言い渡した裁判所が、判決時又はその後であるかを問わず、徴収金の支払い義務を免除すると指示すれば、この徴収金の支払い義務を負わない。
- (4) 本編（Part）が適用される犯行に関連して国に支払われた金銭は、金銭的ペナルティ又は同一の犯行に関連して課せられた補償の支払い命令の弁済に充当する前に、この徴収金の支払いに当てられる。

第80条 補償徴収金のCPI調整

- (1) 第79条(1)にしたがって支払われるべき徴収金の額は、本条にしたがって1年ごとに毎年7月1日を起点に調整される。
- (2) 調整額は、以下の式に従って計算される。

図

[注：これは図である。Point in Timeシステムでは処理されておらず、選ばれた作業日において正確でない可能性がある。]

「A」は、徴収金の調整済み額である。「L」は、調整直前の徴収金額である。「C」は調整額が決定される会計年度の2年前の会計年度の3月のシドニーCPI数値である。「B」は調整額が決定される会計年度の前年度の会計年度の3月のシドニーCPI数値である。

- (3) 調整額はドル単位で四捨五入される。
- (4) 調整額が、年度を問わずいずれかの年度の年度調整額よりも低い場合、その年はその額を調整しない。
- (5) 1月1日に開始する年度について、本条により調整された具体的決定金額がある場合には、大臣は、その調整額を、毎年7月1日に又はその前に、官報に通知を掲載しなければならない。
- (6) 第70条の「シドニーCPI数値」とは、オーストラリア統計局長が発表するシドニーの消費者物価指数（Consumer Price Index（All Groups Index））のことをいう。

第81条 上訴手続の影響

- (1) 補償徴収金が科される理由たる有罪判決若しくは量刑に対する上訴又は審査手続が開始された場合、この手続開始により、その者の徴収金支払い義務は停止する。
- (2) 有罪判決が破棄されれば、この支払い義務は無効となる。
- (3) 上訴が棄却されれば、この支払い義務の停止措置は解除される。

第6編(Part 6) 雑則

第82条 法律は国王を拘束する

本法は、ニュー・サウス・ウェールズ州の権利においてその地位にある国王を拘束し、議会の立法権が許す限度で、国王はその他のすべての能力を有する。

第83条 審判機関 (Tribunal)による報告

- (1) 各年度の6月30日以降、可能な限り速やかに、かつ12月31日までに、審判機関 (Tribunal)の長は、毎年、6月30日を最終日とする12か月間について、審判機関 (Tribunal)及び補償査定官の業務及び活動について報告書を作成し、大臣に送付しなければならない。
- (2) 大臣は報告書を受領後、可能な限り速やかに議会に提出し又は提出さなければならない。
- (3) 第(1)項の一般性を制限することなく、審判機関 (Tribunal)の長は、大臣が指示する時及び期間内に、審判機関 (Tribunal)及び補償査定官の業務及び活動についての報告書を、大臣に提出しなければならない。
- (4) 報告書は、大臣が指示する事項及び審判機関 (Tribunal)の長が報告書に含めるのにふさわしいと考えるその他の事項を扱うことができる。

第84条 その後の刑事手続における証拠能力のない特定の証拠と証拠の使用

- (1) 反対趣旨の法規定にもかかわらず、次に定める証拠は、その申請の理由たる事実と相当程度同じ事実から生じた、(申請人が被告発者である刑事手続を除く)刑事手続において、何人に対しても、証拠能力(許容性)がない。
 - (a) 法定補償又は承認されたカウンセリング・サービスに対する支払いの申請書
 - (b) その申請の根拠となる文書(申請提出時に提供されたか否かを問わない)又はその申請との関連で、どの時点であれ、審判機関 (Tribunal)により又は審判機関 (Tribunal)に代わって提供又は作成された文書及び
 - (c) その申請の審問において審判機関 (Tribunal)に出された証拠の調書
- (2) 前項(1)項により刑事手続において証拠能力がない(許容性がない)申請書、文書又は証拠の調書を、(文書提出命令又はその他の手続のいずれによるかを問わず)刑事手続において又は刑事手続との関連で、提出するよう、義務づけることはできない。

第85条 責任の制限

- (1) 次に定める行為、事項又は事柄に関して、審判機関(Tribunal)、権限を与えられた治安判事(Magistrate)、長官、補償査定官又は本法の目的のために雇用されたその他の職員が、善意で且つ合理的な注意を払って行なった場合には、これらの者に対し、いかなる手続もとられないことがないものとする。
 - (a) 審判機関 (Tribunal)、権限を与えられた治安判事 (Magistrate)、長官、補償査定官又は本法の目的のために雇用されたその他の職員が行った、行うよう命じた、行わなかった又は行われるのを我慢した行為、事項又は事柄及び
 - (b) 本法又はその他の法律による機能を果たすために、行おうとした、行った、命じた、行わなかった又は行われるのを我慢した行為、事項又は事柄
- (2) 審判機関 (Tribunal)の構成員又は権限を与えられた治安判事 (Magistrate) は、審判機関 (Tribunal)の機能を果たすにあたり、治安判事として与えられているのと同様の保護と免責を有する。

第86条 犯罪に関する手続

本法に反する犯罪を理由とする手続は、Local Court(地域裁判所)で簡易な手続により取り扱うものとする。

第87条 規則Rules

- (1) 知事は、本法に反さない限りで、本法で規則の制定が求められている事項又は本法を執行し本法に効果を与えるために規則で定めることが便宜に適う事項に関して、規則を制定することができる。
- (2) とりわけ、次の事項に関する規則を制定することができる。
 - (a) 審判機関 (Tribunal)及び補償査定官の実務及び手続
 - (b) 審判機関 (Tribunal)又は補償査定官により支給される費用
 - (c) 本法下で使用される書式(宣誓供述書による真正確認又はこれらの書式の承認者に関する、法律による宣言及び授権を含む)
 - (d) 本法による文書の送達
 - (e) 補償査定官の職務の執行及び
 - (f) 次の者を推薦する目的との関連で、適任であることが明らかなる審査員団の設置

- (i) 第21A条により長官に承認されるカウンセラー、又は
 - (ii) 本法により請求に関してその査定をすることができる人として、本法により指名するのに対応しい者のリストに載せる者
- (3) この規則rulesは、すべての法律の目的上、裁判所規則として扱われる。

第88条 規定(規制) (Regulation)

知事は、本法に反さない限り、本法により規定するよう求められている事項、本法により定めることができる事項又は本法を執行するか若しくは本法に効果を与えるのに定めることが必要か若しくは便宜にかなう事項に関し、規則regulationを定めることができる。

第89条 貯蓄に関する規定、経過規定及びその他の規定

付則3が効果を持つ。

第90条 被害者補償法 (1987年) No 237の廃止

- (1) 1987年被害者補償法 (Victims Compensation Act 1987) はこれを廃止する。
- (2) 1988年被害者補償に関する規制(規則) (Victims Compensation Regulation 1988)、被害者補償規則(規則) (Victims Compensation Rule、1988年) 及びこの法律によるその他の規制(規則)regulation又は規則ruleはこれを廃止する。

第91条 (廃止)

第92条 法律の見直し

- (1) 大臣は、本法の政策目標が依然として有効かどうか、本法の定める条件が本法の目標確保のために依然として適切か否かについて、見直しをするものとする。
- (2) この見直しは、本法の承認日から5年後のできる限り早い段階に行うものとする。
- (3) 見直し結果を記した報告書は、5年間の期間の終了日から12か月以内に、各議会に上程し、審議するものとする。